

奈良県情報公開条例の解釈運用基準

(平成13年3月30日制定)

目 次

第1章 総 則

第 1 条 目 的 -----	3
第 2 条 定 義	
第 1 項 実施機関 -----	5
第 2 項 行政文書 -----	6
第 3 条 解釈及び運用 -----	10
第 4 条 適正な請求及び使用 -----	12

第2章 行政文書の開示等

第1節 行政文書の開示

第 5 条 開示請求権 -----	14
第 6 条 開示請求の手続 -----	16
第 7 条 行政文書の開示義務 -----	19
第 1 号 法令秘に関する情報 -----	22
第 2 号 個人に関する情報 -----	24
第 3 号 法人等に関する情報 -----	30
第 4 号 公共の安全等に関する情報 -----	34
第 5 号 審議、検討等に関する情報 -----	36
第 6 号 事務又は事業に関する情報 -----	39
第 7 号 議会の会派又は議員の活動に関する情報 -----	43
第 8 条 部分開示 -----	44
第 9 条 公益上の理由による裁量的開示 -----	47
第10条 行政文書の存否に関する情報 -----	48
第11条 開示請求に対する措置 -----	49
第12条 開示決定等の期限 -----	52
第13条 開示決定等の期限の特例 -----	54
第14条 事案の移送 -----	56
第15条 第三者に対する意見書提出の機会の付与等 -----	58
第16条 開示の実施 -----	62
第17条 法令等による開示の実施との調整 -----	66
第18条 費用負担 -----	69

第2節 審査請求

第18条の2	県が設立した地方独立行政法人に対する審査請求	7 1
第18条の3	審理員による審理手続に関する規定の適用除外	7 2
第19条	審査会への諮問	7 3
第20条	諮問をした旨の通知	7 6
第21条	第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続	7 7
第22条	審査会の調査権限	7 9
第23条	意見の陳述	8 3
第24条	意見書の提出	8 5
第25条	委員による調査手続	8 6
第26条	提出資料の写しの送付等	8 8
第27条	調査審議手続の非公開	9 1
第28条	答申書の送付等	9 2
第29条	答申の尊重義務	9 3

第3章 奈良県情報公開審査会

第30条	奈良県情報公開審査会	9 4
------	------------	-----

第4章 情報公開の総合的推進

第31条	実施機関の保有する情報の提供に関する施策の充実	9 6
第32条	出資法人の情報公開	9 7
第32条の2	指定管理者の保有する情報の公開	9 9

第5章 雜 則

第33条	行政文書の管理	1 0 0
第34条	検索資料の作成	1 0 1
第35条	運用状況の公表	1 0 2
第36条	適用除外	1 0 3
第37条	その他	1 0 4
第38条	罰則	1 0 5

附 則		1 0 6
-----	--	-------

第1章 総則

第1条（目的）

第1条 この条例は、行政文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようになるとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的とする。

【趣旨】

本条は、奈良県情報公開条例（以下「条例」という。）の目的を明らかにしたものであり、第3条の規定と併せて、条例の解釈及び運用の指針となるものである。

【解釈・運用】

1 「行政文書の開示を請求する権利を明らかにする」とは、実施機関が保有する行政文書の開示を請求する権利を創設することをいう。

したがって、実施機関は、条例で定める要件を満たした行政文書の開示の請求に対しては、当該行政文書の開示に応じなければならない条例上の義務を負うものである。

また、行政文書の開示を請求する権利を創設したことにより、実施機関の決定に対しては、行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく救済の道が開かれることとなる。

2 「情報公開の総合的な推進」とは、県民等の請求に応じて行政文書の開示をする「開示請求権制度」を確立するとともに、県が自ら積極的に、又は県民の求めに応じてその保有する情報を県民に提供する「情報提供施策」の充実を図る等、県の保有する情報を県民に総合的に提供するように努めることをいう。

3 「県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し」とは、本条例の直接的な目的を明らかにしたものである。

すなわち、開示請求権制度を確立し、情報公開を総合的に推進することにより、県と県民との間の情報の流れが円滑になり、県民が県政の内容をよく知ることができるようになる。それにより、県政に対する県民の理解と信頼がより一層深められ、また、県民の県政への参加が促進されることとなるものである。

4 「もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようになるとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進する」とは、本条例の最終的な目的を明確にしたものである。

(1) 「県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにする」とは、県民に対し、県がその諸活動の状況を説明することを県の責務として条例上位置づけるとともに、本条例は、このような責務を全うするための重要な制度であることを明らかにしたものである。

そもそも、県政は県民の信託に基づくものであり、県政を進めていく上で主権者である県民に対し、県の諸活動の状況を具体的に明らかにしていかなければならない。

また、その責務を全うするに当たっては、「県民の知る権利」への理解を深めながら行う必要があることとした。いわゆる「知る権利」については、必ずしもその概念が一義的ではなく、法令用語として用いるだけの成熟性があるとは言えないが、一方で「知る権利」という文言が、県民の情報公開制度への関心を高める上で一定の役割を果たしてきたことから、県の説明する責務を全うするに当たっては、「県民の知る権利」が情報公開制度の推進に果たしてきた役割を十分に理解しながら行う必要がある。

(2) 「公正で開かれた県民本位の県政を一層推進する」とは、開示請求権制度を確立し、情報公開を総合的に推進することにより、県政に対する県民の理解と信頼がより一層深められ、また、県民の県政への参加が促進され、ひいては、公正で開かれた県民本位の県政が一層推進されることとなることを明らかにしたものである。

第2条（定義）第1項〔実施機関の定義〕

第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会及び内水面漁場管理委員会並びに県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

【趣旨】

本項は、この条例の適用対象となる「実施機関」の範囲を明らかにするものである。

【解釈・運用】

1 「実施機関」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）及び警察法（昭和29年法律第162号）に基づき独立して事務を管理し、執行する県の機関及び議決機関である議会並びに地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）により県が設立した地方独立行政法人であり、執行機関にあっては、奈良県行政組織規則（昭和31年7月奈良県規則第26号）等各実施機関の行政組織規則等によって定められている本庁各課（室）、出先その他の機関、教育機関及び附属機関の全体を含むものであり、開示請求に関する事務を処理する基本的な組織の単位である。

現在、本県においては、公営企業管理者が置かれておらず、地方公営企業法第8条第2項の規定により公営企業管理者の権限は知事が行うこととなっている。このため、本項の「知事」には、いわゆる執行機関としての知事のほか、公営企業管理者の権限を行う知事も含むものである。

2 奈良県土地開発公社、奈良県道路公社、地方職員共済組合奈良県支部、一般財団法人奈良県職員互助会その他公益法人等は、県とは別の法人格を有するものであり、実施機関には含まれないものである。

3 各実施機関は、この条例に基づく事務を自らの判断と責任において誠実に管理し、執行する義務を負うものである。

4 実施機関内部における行政文書の開示に関する事務の分掌は、それぞれの実施機関の行政組織規則、事務決裁規程等の定めるところによる。

第2条第2項〔行政文書の定義〕

- 2 この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人にあっては、役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
- (1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 図書館、博物館、美術館その他これらに類する県の施設において、当該施設の設置目的に応じて収集し、整理し、及び保存している図書、記録、図画その他の資料

【趣旨】

本項は、この条例の適用対象となる「行政文書」の範囲を定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 「実施機関の職員」とは、知事、議会の議員、行政委員会の委員、監査委員及び県が設立した地方独立法人の役員のほか、実施機関の職務上の指揮監督権限に服するすべての職員をいう。

なお、実施機関の附属機関の委員も含むものである。

- 2 「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が自己の職務の範囲内において作成し、又は取得した場合をいう。

「職務上」とは、実施機関の職員が、法律、命令、条例、規則、規程、通達等により与えられた任務又は権限をその範囲内において処理することをいう。

なお、「職務」には、地方自治法第180条の2又は第180条の7の規定により他の実施機関から委任を受け、又は他の実施機関の補助執行として処理しているものを含むものである。

- 3 「文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）」とは、記録媒体の面から条例の対象となる行政文書の範囲を定めたものであり、具体的には、次のものをいう。

(1) 「文書、図画」は、人の思想等を文字・記号又は象形を用いて有体物に可視的状態で表現したものとし、紙の文書のほか、図面、写真、これらを写したマイクロフィルム等が含まれる。

(2) 「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によって認識すること

ができない方式で作られた記録を指し、電子計算機による情報処理の用に供されるいわゆる電子情報の記録だけでなく、録音テープ、ビデオテープ等の内容の確認に再生用の専用機器を用いる必要のある記録も含まれる。また、電子計算機による情報処理のためのプログラムについても、第2項ただし書に該当するものを除き、電磁的記録に該当する。

なお、「電磁的記録」には、ディスプレイに情報を表示するため一時的にメモリに蓄積される情報や、ハードディスク上に一時的に生成されるテンポラリファイル等は含まれない。

4 「実施機関の職員が組織的に用いるもの」とは、行政文書の範囲について、決裁・供覧といった手続的、形式的要件で画するのではなく、組織において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態のものかどうかという実質的要件により画することを定めたものである。

(1) 「組織的に用いる」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものでなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態のものを意味する。

したがって、①職員が単独で作成し、又は取得した文書であって、専ら自己の職務の遂行の便宜のためにのみ利用し、組織としての利用を予定していないもの（自己研鑽のための研究資料、備忘録等）、②職員が自己の職務の遂行の便宜のために利用する正式文書と重複する当該文書の写し、③職員の個人的な検討段階に留まるものなどは、組織的に用いるものには該当しない。

(2) 作成又は取得された文書が、どのような状態にあれば組織的に用いるものと言えるかについては、①文書の作成又は取得の状況（職員個人の便宜のためにのみ作成又は取得するものであるかどうか、課長等事務の決裁権を有する者等の管理監督者の指示等により作成又は取得したものであるかどうか）、②当該文書の利用の状況（業務上必要として他の職員又は部外に配付されたものであるかどうか、他の職員がその職務上利用しているものであるかどうか）、③保存又は廃棄の状況（専ら当該職員の判断で処理できる性質の文書であるかどうか、組織として管理している職員共用の保存場所で保存されているものであるかどうか）などを総合的に考慮して実質的な判断を行うこととなる。

(3) どの段階から組織として共用文書たる実質を備えた状態になるかについては、当該組織における文書の利用又は保存の実態により判断されることとなるが、例えば、①課長等事務の決裁権を有する者等の管理監督者が事案の処理につき了承をした時点、②審議会等の会議に提出した時点、③申請書等が実施機関の事務所に到達した時点、④組織として管理している職員共用の保存場所に保存した時点等が一つの目安となる。

5 「実施機関が保有しているもの」とは、実施機関が、所持している文書をいう。

この「所持」とは、物を事実上支配している状態をいい、当該文書を書庫等で保管し、又は倉庫業者等をして保管させている場合にも、当該文書を事実上支配（当該文書の作成、

保存、閲覧・提供、移管・廃棄等の取扱いを判断する権限を有していること。なお、例えば、法律に基づく調査権限により関係人に対し帳簿書類を提出させこれを留め置く場合に、当該行政文書については返還することとなり、廃棄はできないなど、法令等の定めにより取扱いを判断する権限について制限されることはあり得る。）していれば、「所持」に該当し、保有しているということができる。

また、一時的に文書を借用している場合や預かっている場合など、当該文書を支配していると認められない場合には、保有しているとはいえない。

- 6 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第18条第1項（地方公共団体の便宜の供与）等により、組合等の業務に従事する職員は、その業務の遂行に当たって、組合等の帳簿及び書類を作成し、又は取得し、組織的に用いている。しかしながら、これらの帳簿等は、職員が組合等の業務上作成し、又は取得し、組織的に用いるものであり、その作成、保存、廃棄等は、共済組合関係法令等で定めているところにより行われ、その取扱いを判断する権限を有するのは、実施機関ではなく、組合等であり、組合等が保有していると言え得るので、「行政文書」には該当しないと解される。

7 開示請求の対象から除外されるもの

- (1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍のように、不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものについては、一般に容易に入手でき、利用が可能なものであることから、開示請求の対象から除くこととするものである。

また、不特定多数の者に販売することを目的として発行される文書は、紙媒体のものに限るものではなく、インターネット上で不特定多数の者への有償頒布を目的として発行される新聞、雑誌、書籍等も含まれる。

なお、実施機関が公表資料等の情報提供を行っているものについては、例えば、特定の期間や地域に限って提供されるものがあるなど、その内容、期間、方法等が実施機関の裁量にゆだねられていることから、開示請求の対象から除外していない。

- (2) 図書館、博物館、美術館等の県の施設において保有する文書の中には、県民等の閲覧又は視聴に供する目的としたり、貴重な資料の保存、学術研究への寄与を目的とするなど、当該施設の設置目的に応じて収集し、整理し、及び保存している資料がある。

こうした資料の一般的な利用については、当該施設の設置目的に応じて定められた利用の方法及び手続に従って行われるべきものであることから、開示請求の対象となる「行政文書」から除外するものである。

「図書館、博物館、美術館その他これらに類する県の施設」とは、奈良県立図書情報館、奈良県立民俗博物館、奈良県立美術館のほか、当該施設の設置目的に応じて収集し、整理し、及び保存している資料を一般の利用に供し、又はこれとあわせて調査研究をする目的とする県の施設をいい、公の施設であると事務所であるとを問わない。

なお、これらの施設が保有する文書であっても、いわゆる一般行政事務のために作成し、又は取得した文書は、「設置目的に応じて収集し、整理し、及び保存している」資

料に該当しないため、「行政文書」に含まれる。

第3条（解釈及び運用）

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、行政文書の開示を請求する権利を十分に尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることがないよう最大限の配慮をしなければならない。

【趣 旨】

本条は、第1条に規定する「目的」とともに、この条例全体にわたる解釈及び運用に当たっての基本的な考え方を定めたものである。

【解釈・運用】

1 「行政文書の開示を請求する権利を十分に尊重する」とは、この条例の基本理念である行政文書の「原則開示」の精神を明らかにしたものである。

実施機関は、行政文書の開示請求に対し、当該行政文書が第7条各号に規定する公にすることのできない情報（以下「不開示情報」という。）に該当しない限り、開示することを基本とするとともに、開示に係る手続等を行う場合においても、「原則開示」を基本として行わなければならないものである。

2 「個人に関する情報がみだりに公にされることがないよう」とは、思想、心身の状況、学歴、職歴、成績、親族関係、財産の状況、所得その他一切の個人の情報は、「原則開示」の立場をとる開示請求権制度においても、個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重する観点から最大限に保護されるべきであり、正当な理由なく公にされてはならないことを明らかにしたものである。

3 この条例の解釈、運用に当たり特に留意しなければならない事項は、次のとおりである。

(1) 不開示情報に該当するかどうかの判断は、原則開示の基本理念に基づき、適正に行わなければならない。

(2) 第11条第1項又は第2項の規定により、行政文書の開示又は不開示の決定を行った時点で不開示情報に該当する行政文書であっても、時間の経過によりその理由が消滅しないかどうか十分検討しなければならない。

(3) 実施機関は、行政文書の開示に関する一連の手續及び審査請求に関する手續をできるだけ速やかに行うよう努めなければならない。

4 個人に関する情報の具体的な保護については、個人情報の不開示（第7条第2号）や国、地方公共団体及び開示請求者以外の者に対する意見聴取（第15条第1項及び第2項）に関する規定を設けており、個人に関する情報が記録された行政文書の開示・不開示決定に係

る判断は、これらの規定により行うこととなるが、その判断や運用に当たっては、本条の趣旨に即して慎重に行わなければならないものである。

なお、個人情報の取扱についての個人の権利利益の保護を図るため、奈良県個人情報保護条例（平成12年3月奈良県条例第32号）が平成12年3月30日に公布され、同年10月1日から施行されている。

第4条（適正な請求及び使用）

第4条 行政文書の開示の請求をする者は、この条例の目的に即し、適正な請求をするとともに、行政文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

【趣 旨】

本条は、行政文書の開示請求者の責務について定めるものである。

【解釈・運用】

1 開示請求権制度は、原則としてその請求理由、利用目的等を問わないものであるが、県民等がこの条例の目的に沿ってこの制度を活用し、県がこれに適正に対応することにより、県の説明する責務が全うされるとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することとなる。開示請求者には、この条例の目的を踏まえた、開示請求権制度の適正な利用が期待されるものである。

2 「この条例の目的に即し」とは、「県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進する」という第1条に規定する目的に従ってという趣旨である。

3 「適正な請求をする」とは、開示の請求をする者には、この条例が実現しようとしている目的を踏まえた適正な利用が期待されるものであり、社会通念上是認されないような請求は認められない趣旨である。

実施機関は、不適正な請求をしようとする者がある場合は、その者に対して、適正な請求を行うよう要請するものとする。

4 「適正に使用しなければならない」とは、行政文書の開示を受けた者は、開示によって得た情報を社会通念上の良識に従って使用しなければならず、これを濫用して他人の権利や利益を侵害するようなことがあってはならないことをいう。

実施機関は、行政文書の開示によって得られた情報が、明らかに不適正に使用されるおそれがあると認められる場合には当該使用者に、また、不適正に使用されたと認められる場合には当該不適正使用者に対し、必要に応じ、当該情報の適正な使用を要請するものとする。

5 権利の濫用について

本条例には、権利濫用に係る特別の規定を設けていないが、権利濫用が許容されないことは法の一般原則として当然であり、実施機関の事務を混乱、停滞させることを目的とする。

る等、開示請求権の本来の目的を著しく逸脱したような開示請求は、権利の濫用として請求を拒否できるものと考えられる。開示請求が権利濫用に当たる場合は開示しない旨の決定を行うことになる。

なお、開示請求の対象となる行政文書が著しく大量であることにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるても、前述のように実施機関の事務を停滞、混乱させることを目的とする等の場合を除き、単に事務処理上対応が困難という場合は、処理期限の特例（条例第13条）により対処するものであって、権利の濫用に該当しない。

第2章 行政文書の開示等

第1節 行政文書の開示

第5条（開示請求権）

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。

【趣旨】

本条は、開示請求権の根拠規定であり、開示請求権の内容及び手続については、この条例が定めることを明らかにしたものである。

【解釈・運用】

- 1 本条例の目的との関係では、開示請求権の主体の中心は県民となるものであるが、急速に進展しつつある情報化社会においては、地方公共団体という地域の枠を超えた情報の交流が一層強く要請されていること、県が県外にも広く情報の窓を開くことに積極的な意義を認めることができることから、「何人」にも県の保有する情報を入手し得る機会を保障することとしたものである。
- 2 「何人も」とは、日本国民のほか、外国人も含まれる。また、自然人、法人のほか、訴訟上当事者適格が認められるような「法人格なき社団等」（民事訴訟法第29条）も含まれる。
- 3 「当該実施機関の保有する行政文書の開示を請求することができる」とは、開示請求者は、求める行政文書を保有している実施機関に対して開示請求をすることができるとするものである。仮に、求める行政文書を保有していない実施機関に対して開示請求が行われた場合には、通常は、開示請求書を受領する前に求める行政文書を保有していない旨を教示し、関係する他の実施機関が判明していればその窓口を案内する等適切な情報提供を行うことになるが、なお当該実施機関に請求が行われれば、開示請求に係る行政文書を保有していないことを理由として開示しない旨の決定（第11条第2項）が行われることになる。

4 開示請求権の一般的性格について

この条例に定める開示請求権制度は、何人に対しても等しく開示請求権を認めるものであり、開示請求者に対し、開示請求の理由や利用目的等の個別的事情を問わないものである。よって、開示請求者が誰であるか、又は開示請求者が開示請求に係る行政文書に記録されている情報について利害関係を有しているかなどの個別的事情は、当該行政文書の開示、不開示の判断に影響を及ぼすものではない。

また、この開示請求権は、あるがままの形で行政文書を開示することを求める権利であり、実施機関は、第8条に規定する部分開示による場合及び第16条第1項に規定する特別の開示の実施方法による場合を除き、新たに行政文書を作成又は加工する義務はない。

5 未成年者による開示請求があった場合は、原則として単独での請求を認めるものとする。

ただし、次のような場合は、親権者等法定代理人の同意が必要であることを、未成年者に指導するものとする。

- (1) 中学生以下の場合であって、制度の趣旨、行政文書の意義、内容等について十分な理解が得難いと認められるとき。
- (2) 行政文書の写しの交付に要する費用負担が多額になるとき。

第6条（開示請求の手続）

第6条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名

(2) 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、開示請求は、所定の事項を記載した書面により行うべきものであることを定めるとともに、開示請求書に形式上の不備がある場合の補正手続について定めるものである。

【解釈・運用】

1 開示請求書（第1項）

行政文書の開示の請求は、権利の行使として、行政文書の開示・不開示決定という行政処分を求める手続であり、場合によっては、審査請求又は行政事件訴訟になることもあるため、事実関係を明確にしておかなければならないことから、請求は書面を提出して行わなければならないこととしている（書面主義）。

書面の提出は、情報公開窓口に持参して提出するほか、遠隔地の請求者の利便等を考慮して、郵送により、又はファクシミリを利用して送信することにより、開示請求書を提出することができるものとするが、電話や口頭による請求は認められない。

なお、開示の請求は、電子申請システムを使用して行うこともできるが、この場合においては、奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年12月奈良県条例第17号）第3条第2項により、書面により行われたものとみなすこととしている。

2 開示請求書の記載事項

本項各号に定める事項は、開示請求書の必要的記載事項であり、これらの事項の記載が欠けている場合には、このままでは不適法な開示請求となり第11条第2項による不開示決定を行うこととなるが、通常は、開示請求者に対し、欠けている事項について記載するよう第2項の補正を求ることになる。

また、開示請求書に当然に記載すべき事項として、開示請求先である実施機関の名称及びこの条例に基づく開示請求であることを明らかにする記載が必要である。

- (1) 「開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名」（第1号）

請求者としての名義人と同一であるか否かをその後の手続で確認するため及び連絡先を明らかにするための事項である。

また、郵便番号、電話番号について、これらの記載がなくとも不適法な請求となるものではないが、第2項の開示請求書の補正の求め、補正の参考となる情報の提供や、以後の通知、連絡等に際して必要とされる場合があるので、記載されることが望ましい。

- (2) 「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」（第2号）

「行政文書の名称」については、求める行政文書の正式の名称でなくとも、通称として用いられているものを含む。

「行政文書を特定するに足りる事項」については、実施機関の職員が、当該記載から開示請求者が求める行政文書を他の行政文書と識別できる程度の記載があれば足り、請求された行政文書が特定されたものとして扱うことになる。

特定の方法については、求める行政文書の種別、記載内容等により異なるが、一般的には、行政文書の名称、行政文書の様式の名称、標題、記録されている情報の概要、作成（取得）年月日、作成者名等を適宜組み合わせて表示することになる。

なお、開示請求権制度を利用する県民等の利便を図るため、実施機関は、行政文書の特定に資する検索資料を作成し、これを県民等の利用に供することとしている（第34条）。

3 開示請求書の補正（第2項）

- (1) 「開示請求書に形式上の不備があると認めるとき」

「形式上の不備」とは、第1項の記載事項が記載されていない場合のほか、同項第2号の行政文書を特定するに足りる事項の記載が不十分であるため開示請求に係る行政文書が特定されていない場合を含む。

なお、請求書に記載された事項のうち、明らかな誤字、脱字等の軽微な不備については、実施機関において職権で補正できるものである。

他方、開示請求の対象文書が行政文書に該当しない場合や当該対象文書を保有していない場合は、「形式上の不備」には当たらないと解される。開示請求の対象文書は、請求の本質的な内容であり、その変更は開示請求の本質を失わせるものであることから、補正の範囲を超えることになるためである。

なお、「形式上の不備」に該当しないこれらの請求があった場合には、条例第11条第2項に基づき不開示決定を行うことになるが、例えば、当該請求に係る行政文書を保有していない旨を開示請求者に教示するほか、当該行政文書を保有している他の実施機関が明らかな場合には当該実施機関を教示する等、適切な情報提供を行うことが望ましい。

(2) 「相当の期間を定めて、その補正を求めることができる」

「相当の期間」とは、行政手続条例（平成8年3月奈良県条例第26号）第7条に規定する「相当の期間」と同義であり、当該補正をするのに社会通念上必要とされる期間であり、個別の事案に即して、実施機関が判断することになる。

本項の規定により必ずしも実施機関が補正を求める義務を負うものではないが、形式上の不備の補正が可能であると認められる場合には、開示請求者が再度請求を行う手間を省くため、できる限り補正を求めることが望ましい。

本項の規定により、相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず、当該期間を経過しても、開示請求書の不備が補正されない場合には、当該開示請求に対して不開示決定を行うことになる。

(3) 「補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない」

行政文書の特定は、開示請求の本質的な内容であり、開示請求者が行うものであるが、開示請求者が行政文書を特定することが困難な場合が少なくないと考えられることから、実施機関に対し、参考情報を提供する努力義務を課すことにより、開示請求権制度の円滑な運用の確保を図ろうとするものである。

「補正の参考となる情報」としては、例えば、開示請求書の記載内容に該当しそうな行政文書の名称・記載されている情報の概要等を教示することが考えられる。

第7条（行政文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

【趣旨】

本条は、開示請求に対する実施機関の開示義務を明らかにするものであり、実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合を除き、当該行政文書を開示しなければならないこととしている。

【解釈・運用】

1 開示・不開示の基本的考え方

本条例は、県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようすることなどを目的とするものであることから、県の保有する情報は原則開示との考え方方に立っている。

しかしながら、一方で、個人、法人等の権利利益や、公共の安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示することの利益と開示しないことの利益とを適切に比較衡量する必要がある。

このため、本条例では、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報としてできる限り明確かつ合理的に定め、この不開示情報が記録されていない限り、開示請求に係る行政文書を開示しなければならないこととしている。

2 本条例に基づく実施機関の職員の開示行為と地方公務員法第34条の守秘義務との関係

地方公務員法第34条は、職員の服務規律の確保を目的とするものであり、同条第1項の「秘密を漏らす」は、服務規律に反しないことが明確な行為についてこれを禁じているものではない。同法第32条にも定められているように、職員がその職務を遂行するについて、法令に従うことは地方公務員の主要な義務の一つであり、職員が本条例の規定に従って、情報を公開した場合、この行為は服務規律に反するものではない。

したがって、この条例の規定に基づいて行政文書を開示する行為は、地方公務員法第34条の「秘密を漏らす」には該当せず、同条の秘密を守る義務との抵触の問題は生じないと解される。

3 不開示情報の取扱い

本条は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されていない場合の実施機関の義務について規定しており、不開示情報が記録されている場合については、第9条（公益上の理由による裁量的開示）の規定により実施機関が「公益上特に必要があると認めるとき」は開示することができることの反対解釈として、「公益上特に必要があると認める」と

き」以外は、開示してはならないこととなる。

4 法令等に基づく行政文書の提出等との関係

地方自治法第100条、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第220条、弁護士法（昭和24年法律第205号）第23条の2、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条等の規定のように、法令等に基づき、行政文書の提出又は閲覧等を要求されることがある。

これらの要求は、特定の者が特定の目的に使用する場合に行うことができるのに対し、この条例に基づく行政文書の開示の請求は、何人であっても使用目的を問わず行うことができる点で、両者はその趣旨及び目的を異にする。

したがって、法令等に基づく行政文書の提出又は閲覧等の要求については、不開示情報に該当するかどうかによって対応するのではなく、当該法令等の趣旨、要求目的、対象文書の内容等を総合的に、かつ、個別具体的に判断し、当該要求に対応するものとする。

また、一般的な情報提供においても、第2号情報でも本人の同意がある場合に、第5号、第6号に該当する情報でも情報提供の相手、理由等を勘案し必要な場合に、情報提供が行われており、本条例上の不開示情報の取扱いがそのまま当てはまるものではない。

5 開示の実施の方法との関係

この条例でいう「開示」とは、行政文書の内容があるがままに示し、見せることであり、開示・不開示の判断は、専ら開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されているかどうかによって行われ、開示の実施の方法によって開示・不開示の判断が異なることはない。

ただし、開示決定された行政文書の開示の実施に当たり、行政文書の保存、技術上の観点から、原本での閲覧を認めることが困難である場合など一定の制約はあり得る（第16条第1項ただし書参照）。

6 不開示情報の類型

本条各号の不開示情報は、保護すべき利益に着目して分類したものであり、ある情報が各号の複数の不開示情報に該当する場合があり得る。また、例えば、ある個人に関する情報について、第2号のただし書の情報に該当するため同号の不開示情報には該当しない場合であっても、他の号の不開示情報に該当し不開示となることはある。

したがって、ある情報を開示する場合は、本条の各号の不開示情報のいずれにも該当しないことを確認することが必要である。

7 各号の「公にすること」

本条各号で用いられている「公にすること」とは、秘密にせず、何人にも知り得る状態におくことを意味する。この条例では、何人も、請求の理由や利用の目的を問われずに開示請求ができることから、開示請求者に開示するということは、何人に対しても開示を行うことが可能であるということを意味する。

したがって、本条の各号における不開示情報該当性の判断に当たっては、「公にすること

とにより」各号のおそれがあるか等を判断する必要がある。

8 不開示情報該当性の判断の時点

不開示情報該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務・事業の進行の状況等の事情の変更に伴って変化するものであり、開示請求があった都度判断しなければならず、一般的には、ある時点において不開示情報に該当する情報が、別の時点においても当然に不開示情報に該当することとはならない。なお、個々の開示請求における不開示情報該当性の判断の時点は、開示決定等の時点である。

第7条第1号〔法令秘に関する情報〕

- (1) 法令若しくは他の条例（以下「法令等」という。）の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣その他国の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報

【趣旨】

本号は、法令等の規定又は国からの法的拘束力ある指示による不開示情報の要件について定めるものである。

【解釈・運用】

1 「法令若しくは他の条例」とは、法律、政令、府省令その他の命令、条例（奈良県情報公開条例を除く。）及びこれらの明示の委任を受けた規則をいう。

2 「法令若しくは他の条例の規定…により、公にすることができないと認められる情報」とは、法令等の規定で明らかに公にすることができない旨が定められている情報のほか、法令等の趣旨及び目的から公にすることができないと認められる情報を含むものであり、次のような情報をいう。

- (1) 明文の規定により、公開が禁止されている情報
- (2) 他目的使用が禁止されている情報
- (3) 手続の公開が禁止されている調停、仲裁等に関する情報
- (4) 地方税法等の個別法により守秘義務が課せられている情報
- (5) その他法令等の趣旨、目的から公にすることができないと認められる情報

3 「実施機関が法律上従う義務を有する各大臣その他国の機関の指示」とは、実施機関の自治事務又は法定受託事務の処理における各大臣その他国の機関からの開示してはならない旨の指示等で法的拘束力のあるものをいう。例えば、次に掲げる指示等が考えられる。

- (1) 自治事務の処理に関する是正の要求（地方自治法第245条の5第1項）
- (2) 法定受託事務の処理に関する是正の指示（地方自治法第245条の7第1項）
- (3) その他個別の法律又はこれに基づく政令の規定による自治事務又は法定受託事務の処理に関し法律上従う義務のある関与

4 「各大臣その他国の機関」とは、各大臣（内閣府設置法第4条第3項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法第5条第1項に規定する各省大臣をいう。）のほか、各大臣から当該事務に係る権限を与えられた次官、局長、課長等をいう。

5 本条例による開示と著作権法の公表権、複製権との関係

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」によって、著作権法が改正され、著作権法に新たに、地方公共団体が制定した情報公開条例との適用関係を調整する規定が設けられた（著作権法第18条第3項・第4項、第42条の2）ところであり、実施機関が、本条例の規定により、著作物等を公衆に提供し、又は提示する場合におけるその著作者等の権利の取扱いについては、次の調整規定の内容に留意することが必要である。

(1) 公表権との調整（著作権法第18条第3項・第4項）

本条例の施行後に、著作者が、未公表著作物を、実施機関に対し別段の意思表示をせずに提供した場合には、本条例に基づく開示に同意したものとみなすこととともに、本条例に基づき公益上の理由により開示をする場合は公表権を害することにはならない。

(2) 複製権との調整（著作権法第42条の2）

本条例に基づき、実施機関が本条例で定められた方法によって著作物の写し（複製物）の交付等を必要と認められる限度で行う場合には、複製権等の著作権（財産権）を害することとはならない。

第7条第2号〔個人に関する情報〕

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

【趣旨】

本号は、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守る立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、個人に関する情報は、不開示とすることを定めたものである。

個人のプライバシーの概念は、抽象的であり、その具体的な内容や保護すべき範囲が必ずしも明確ではないことから、個人の権利利益の十分な保護を図るため、特定の個人を識別できる情報は、原則として不開示とすることを定めたものである。

一方、特定の個人を識別できる情報を、原則として不開示とした結果、本来保護する必要性のない情報も含まれることになることから、これらの情報を本号ただし書により不開示情報から除くこととした。

【解釈・運用】

1 特定の個人を識別することができる情報（本文）

(1) 「個人に関する情報」

「個人に関する情報」（以下「個人情報」という。）とは、個人の内心の秘密に関する情報、個人の経歴又は社会的活動に関する情報、個人の財産に関する情報、個人の心

身の状況に関する情報、個人の私生活に関する情報、個人の知的創作物に関する情報その他個人との関連性を有するすべての情報を意味する。具体的には、思想、信条、学歴、収入、病歴、家族関係その他一切の個人情報をいう。

したがって、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれるものであり、個人情報の判断にあたり、原則として、公務員等に関する情報と非公務員等に関する情報とを区別していない。なお、公務員等に関する情報について、特に不開示とすべきでない情報はウにおいて除外している。

「個人」には、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれる。

個人のプライバシーは一身専属的な人格権であり、当該個人の死亡により消滅するとも考えられる。しかし、本号は個人の権利利益を広く保護しており、死者についても名譽権等の人格権的利益は、一定の範囲において法律上保護すべきものとされているとともに、実務上すべての個人の生死を判別することはかなり困難であることから、本号の「個人」は生死を問わない取扱いとする。

したがって、死者に関する情報が記録されている行政文書についても、本号により、原則として不開示とする。ただし、死者に関する情報が、同時に当該死者の遺族に関する情報にも該当するときは、当該遺族に係る個人に関する情報として取り扱うことを妨げない。

(2) 「（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）」

「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、個人情報の意味する範囲に含まれるが、当該事業に関する情報であるので、法人等に関する情報と同様の要件により不開示情報該当性を判断することが適当であることから、本号の個人情報からは除外している。

なお、事業を営む個人に関する情報であっても、当該事業とは直接関係のない個人に関する情報は、本号に含まれる。

(3) 「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの」

「その他の記述等」としては例えば、住所、電話番号、役職名、個人別に付された記号、番号（振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号等）等が挙げられる。当該情報に含まれる氏名以外の記述等が組み合わされることにより、特定の個人を識別することができることとなる場合も含まれる。

また、モールス信号のように音で表示されたり、手話のように動作で表示される場合も含み、映像、指紋、筆跡等により特定の個人を識別できる場合も含まれる。

なお、「特定の個人を識別することができるもの」に該当する情報の範囲は、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけでなく、氏名その他の記述等により識別される特定の個人情報の全体である。

- (4) 「（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」

当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報をいう。

照合の対象となる「他の情報」としては、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。また、何人も開示請求できることから、仮に当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれる。他方、特別の調査をすれば入手し得るかも知れないような情報については、一般的には、「他の情報」に含めて考える必要はないものと考えられる。

個人識別性の判断に当たっては、当該情報自体からは特定の個人を識別することができない場合であっても、特定の集団に属する者に関する情報を公にすると、当該情報の性質、集団の性格、規模等によっては当該集団に属する個々人に不利益を及ぼすおそれがある場合があり得ることから、このような場合については、個人の権利利益の十全な保護を図る観点から、個人識別性を認めるべき場合があると考えられる。

- (5) 「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」

特定の個人を識別できない個人情報であっても、匿名の作文、無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連したり、公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものがあることから、特定の個人を識別できない個人情報であっても、あるいは個人識別性のある部分を除いたとしても、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがある情報をいう。

2 「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（ただし書ア）

個人識別情報であっても、一般に公にされている情報については、あえて不開示情報として保護する必要性に乏しいものと考えられることから、ただし書により、本号の不開示情報から除くこととしたものである。

- (1) 「法令等の規定」は、何人に対しても等しく、閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付を認めている規定に限られ、公開を求める者又は公開を求める理由によっては公開を拒否する場合が定められていれば、当該情報は、「公にされている情報」には該当しない。

- (2) 「慣行として」とは、公にすることが慣習として行われていることを意味するが、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることで足りる。

当該情報と同種の情報が公にされた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、「慣行として」には当たらない。

- (3) 「公にされ」とは、当該情報が、現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り、現に公知（周知）の事実である必要はない。過去に公にされたものであっても、時の経過により、開示請求の時点では公にされているとは見られない場合も考えられる。
- (4) 「公にすることが予定されている情報」とは、将来的に公にする予定（具体的に公表が予定されている場合に限らず、求めがあれば何人にも提供することを予定しているものも含む。）の下に保有されている情報をいう。ある情報と同種の情報が公にされている場合に、当該情報のみ公にしないとする合理的な理由がないなど、当該情報の性質上通常公にされるものも含まれる。

3 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」（ただし書イ）

個人の正当な権利利益は十分に保護される必要があるが、公にすることにより害されるおそれがある当該情報に係る個人の権利利益よりも、人の生命、健康等を保護するための公益が優越すると認められる場合の個人情報をいう。現実に、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討が必要である。

なお、人の生命、健康等の基本的な権利利益の保護以外の公益との調整は、公益上の理由による裁量的開示の規定（条例第9条）により図られる。

4 「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」（ただし書ウ）

公務員等についても、個人としての権利利益は、十分に保護する必要があるが、県の諸活動を説明する責務が全うされるようにするという観点から、どのような地位、立場にある者（「職」）がどのように職務を遂行しているか（「職務遂行の内容」）については、たとえ、特定の公務員等が識別される結果となるとしても、個人に関する情報としては不開示とはしないこととしたものである。

（1）「当該個人が公務員等である場合において」

個人情報のうち、当該個人が「公務員等」である場合である。

「公務員等」とは、広く職務遂行を担任する者を含むものであり、一般職か特別職か、常勤か非常勤かを問わない。また、公務員等であった者が当然に含まれるものではないが、公務員等であった当時の情報については、本規定は適用される。

「公務員等」の職務遂行に係る情報が職務遂行の相手方等公務員等以外の個人情報である場合がある。このように一つの情報が複数の個人情報である場合には、各個人ごとに不開示情報該当性を判断する必要がある。すなわち、当該公務員等にとっての不開示

情報該当性と他の個人にとっての不開示情報該当性とが別個に検討され、そのいずれかに該当すれば、当該部分は不開示とされることになる。

(2) 「当該情報がその職務の遂行に係る情報であるとき」

「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が地方公共団体若しくは地方独立行政法人の機関又は国若しくは独立行政法人等の機関の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報がこれに含まれる。

また、本規定は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とし、例えば、公務員等の情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報、勤務成績、処分歴等は管理される職員の個人情報として保護される必要があり、本規定の対象となる情報ではない。

(3) 「当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」

公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、県の諸活動を説明する責務が全うされるようにする観点から、その職名と職務遂行の内容については、当該公務員等の個人に関する情報としては不開示とはしないという意味である。

(4) 公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名の取扱い

公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、公にした場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、例外的に開示する情報とはしていない。

ただし、当該公務員等の氏名が、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合には、本号のアが適用され、個人情報としては不開示とはならないことになる。

慣行として公にされているかどうかの判断に当たっては、実施機関により氏名を公表する慣行がある場合、又は実施機関が公にする意思をもって（あるいは公にされることを前提に）氏名を情報提供している場合には、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていると解される。

なお、県の職員の職務遂行に係る情報に含まれる氏名については、その性格上、公益性が強く、行政として県民の要望に応じて公にすることが予定されている情報と考えられるため、当該職員の私生活等に影響を及ぼすおそれがある場合を除き、本号ただし書アにより、原則として開示するものとする。

5 本人からの開示請求

本条例の開示請求権制度は、請求者のいかんを問わず、請求があった行政文書の開示・不開示決定に係る判断を行うものであるから、本人から、本人に関する情報の開示請求があつた場合にも、開示請求者が誰であるかは考慮されない。したがって、特定の個人が識別される情報であれば、本号のアからウ又は公益上の理由による裁量的開示（第9条）に

該当しない限り、不開示となるものである。

なお、実施機関（議会を除く。）が保有する個人情報については、奈良県個人情報保護条例により、自己情報の開示請求権が認められている（同条例第12条参照）。

第7条第3号〔法人等に関する情報〕

- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

【趣旨】

本号は、法人等に関する情報の不開示情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報の不開示情報としての要件を定めるものである。

【解釈・運用】

1 「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）」（本文）

(1) 「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）に関する情報」

「法人」とは、営利法人、公益法人（学校法人、宗教法人、公益社団法人、公益財団法人等）その他法人格を有するすべての社団及び財団をいう。

「その他の団体」とは、自治会、商店会、P T A、消費者団体、青年団等であつて、法人格を有しないが、団体の規約及び代表者又は管理人が定められている、いわゆる「権利能力なき社団又は財団」をいう。

「（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）」とは、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人については、その公的性にかんがみ、本号の法人の範囲から除外し、その事務又は事業に係る不開示情報は、第6号等の規定により開示・不開示を判断する趣旨である。

「法人その他の団体に関する情報」は、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と何らかの関連性を有する情報を指す。

なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもある。

(2) 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」

「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、事業に関する情報であるので、(1)

に掲げた法人等に関する情報と同様の要件により、事業を営む上での正当な利益等について不開示情報該当性を判断することが適当であることから、本号で規定しているものである。

「事業を営む個人」とは、地方税法第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいう。

「当該事業に関する情報」とは、當利を目的とするかどうかを問わず、事業内容、事業用資産、事業所得等事業活動に関する一切の情報をいうが、当該事業とは直接関係のない個人に関する情報（家族構成等）は、本号には該当しない。

- (3) 「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」

本号のただし書は、法人等又は事業を営む個人の事業活動によって現実に人の生命、健康等に危害が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、当該危害の排除、拡大防止若しくは再発防止又は危害の発生の未然防止のため、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にする必要があると認められる情報は開示することを定めたものである。なお、当該事業活動が違法又は不当であるか否かは問わないものである。

本号ただし書を適用するかどうかについては、当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量して判断することとなる。

本号ただし書を適用する場合は、人の生命、健康、生活等の保護のため必要な範囲で法人等又は事業を営む個人に不利益を与えることとなるので、当該法人等又は事業を営む個人から公にした場合の支障の有無等について意見書を提出する機会を与えなければならないこととしている（条例第15条第2項）。

2 「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」（ア）

- (1) 「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切を指す。

「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指す。

「その他正当な利益」とは、生産技術・営業・販売上のノウハウ、社会的信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含むものである。

- (2) 「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利（信教の自由、学問の自由等）の保護の必要性、当該事業の性格、内容等に留意しつつ、公にした場合に生ずる影響を個別具体的に検討して判断する必要がある。なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

- 3 「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」
(イ)

本号は、法人等又は事業を営む個人から公にしないとの条件の下に任意に提供された情報の取扱いを定めたものであり、当該条件が付されていることを理由にすべてを不開示とするのではなく、当該条件を付することが合理的と認められる場合に限り、不開示情報として保護しようとするものである。

なお、本号は、情報提供者の信頼と期待を基本的に保護しようとするものであり、実施機関の情報収集能力の保護は、別途、第6号等の不開示情報の規定によって判断されることとなる。

- (1) 「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもの」

実施機関の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供された情報は含まれない。ただし、実施機関の要請を受けずに法人等又は事業を営む個人から提供申出があった情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から非公開の条件が提示され、実施機関が合理的な理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合も含まれる。

「要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は含まれないが、実施機関が報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合も含まれる。

「公にしない」とは、本条例に基づく開示請求に対して開示しないことはもちろんであるが、第三者に対して当該情報を提供しない意味である。また、特定の行政目的以外の目的には使用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も通常含まれる。

「条件」については、実施機関の側から公にしないとの条件で情報を提供してほしいと申し入れる場合も、法人等又は事業を営む個人の側から実施機関の要請があったので情報は提供するが公にしないでほしいと申し出る場合も含まれるが、いずれにしても双方の合意により成立するものである。

また、条件を設ける方法については、黙示的なものを排除する趣旨ではない。

- (2) 「法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」

「法人等又は個人における通例」とは、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の取扱いを意味し、当該法人等において公にしていないことだけでは足りない。

公にしないとの条件を付すことの合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の変化も考

慮する趣旨である。公にしないとの条件が付されていても、現に当該情報が公にされている場合には、本号には当たらない。

第7条第4号〔公共の安全等に関する情報〕

- (4) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

【趣旨】

本号は、公共の安全等に関する情報の不開示情報としての要件を定めるものである。

【解釈・運用】

1 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持」

(1) 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」は、「公共の安全と秩序の維持」の例示である。

「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。なお、県民等の防犯意識の啓発、防犯資機材の普及等、一般に公にしても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報については、本号に該当しない。

「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、若しくは終息させることをいう。

「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。犯罪捜査の権限を有する者は、刑事訴訟法によれば、検察官、検察事務官及び司法警察職員であり、司法警察職員には、一般司法警察職員と特別司法警察職員とがある。

「公訴の維持」とは、検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為を公訴の提起というが、この提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備などの活動を指す。

「刑の執行」とは、犯罪に対して科される制裁を刑といい、刑法第2章に規定された死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、公にすることにより保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、本号に該当する。

(2) ここでいう「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。

刑事訴訟法以外の特別法により、臨検・捜索・差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、独占禁

止法違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、本号に含まれる。

また、公にすることにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も、本号に含まれる。

一方、風俗営業等の許可、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の、一般に公にしても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政警察活動に関する情報については、本号ではなく、第6号の事務又は事業に関する不開示情報の規定により開示・不開示が判断されることになる。

2 「・・・おそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」

公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、司法審査の場においては、裁判所が、本号に規定する情報に該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか）否かについて審理・判断することになる。

第7条第5号〔審議、検討等に関する情報〕

(5) 県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与えるおそれがあるもの

【趣旨】

本号は、審議、検討等情報の不開示情報としての要件を定めるものである。

【解釈・運用】

1 「県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間」

「県の機関」とは、県のすべての機関をいい、実施機関であるなしを問わない。県の議会、執行機関及びこれらの補助機関のほか、執行機関が設置する附属機関も含まれる。また、「国」とは、国会、内閣、裁判所及び会計検査院（これらに属する機関を含む。）を指し、県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人について、それぞれの機関の内部又は他の機関との相互間の意味である。

2 「審議、検討又は協議に関する情報」

県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程において行われる、審議会等における審議や検討、行政内部の政策等の検討や協議、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せなど、様々な審議、検討及び協議に関連して作成され、又は取得された情報をいう。

3 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」

公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。

例えば、審議、検討等の場における発言内容が公になると、「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ」が生じたり、また、実施機関内部の政策の検討がまだ十分でない情報が公になり、外部からの圧力により当該政策に不当な影響を受けるおそれがあり、「意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」が生じたりすることのないようにする趣旨である。

4 「不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ」

未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、県民等の誤解や憶測を招き、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が公にされることによる県民等への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

例えば、各種計画の策定が検討されている段階で、その検討情報を公にすれば、土地の買い占め等が起こるおそれがある場合に、「県民等の間に不当な混乱」を生じさせたりすることのないようにする趣旨である。

5 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」

情報が尚早な時期に公にされたり、事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼす場合を想定したもので、4と同様に、事務及び事業の公正な遂行を図るとともに、県民等への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

例えば、施設等の建設設計画の検討状況に関する情報が開示されたために、土地の買い占めが行われて土地が高騰し、開示を受けた者等が不当な利益を得たり、違法行為の事実関係についての調査中の情報が開示されたために、結果的に違法・不当な行為を行っていなかつた者が不利益を被ったりしないようにする趣旨である。

6 「不当に」

上記3、4及び5のおそれの「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものを意味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、公にすることによる利益と不開示することによる利益とを比較衡量した上で判断される。

7 合議制機関に関する情報の開示・不開示については、当該合議制機関の議事運営規程や議決等によって決せられるものではなく、当該合議制機関の性質及び審議事項の内容等に照らし、合議制機関における率直な意見の交換等を不当に損なうおそれがあるかにより個別具体的に判断されるものである。

8 意思決定後の取扱い等

審議、検討等に関する情報については、実施機関としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等審議、検討等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が行われるものであることに注意が

必要である。

また、当該審議、検討等に関する情報が公になると、審議、検討等が終了し意思決定が行われた後であっても、県民等の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合等があれば、本号に該当し得る。

なお、審議、検討等に関する情報の中に、調査データ等で特定の事実を記録した情報があった場合、例えば、当該情報が専門的な検討を経た調査データ等の客観的、科学的事実やこれに基づく分析等を記録したものであれば、一般的に本号に該当する可能性が低いものと考えられる。

第7条第6号〔事務又は事業に関する情報〕

- (6) 県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- オ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

【趣旨】

本号は、事務又は事業に関する情報の不開示情報としての要件を定めるものである。

【解釈・運用】

1 「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（本文）

(1) 「次に掲げるおそれ」としてアからオまでに掲げたものは、県の機関等に共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって、その性質上、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障を挙げたものであり、当該事務又は事業における公にすることによる支障は、これらに限定されるものではない。

また、同種のものが反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについても、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるものに該当する。

(2) 「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨である。

(3) 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるかどうかについては、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要があり、また、事務又は事業がその根拠となる規定・趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」と言

えるものであることが求められる。

「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。

2 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」(ア)

(1) 「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行又は財産の状況の正否を調べることをいう。

「検査」とは、法令等の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。

「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態を確保することをいう。

「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。

「租税」には、国税及び地方税がある。「賦課」とは、国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させることをいい、「徴収」とは、国又は地方公共団体が、租税その他の収入金を取ることをいう。

(2) 「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」

上記の監査等は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務である。

これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報や、試験問題等のように、事前に公にすれば、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示とするものである。また、事後であっても、例えば、違反事例等の詳細についてこれを公にすると他の行政客体に法規制を免れる方法を示唆するようなものは該当し得ると考えられる。

3 「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」(イ)

(1) 「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。

「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。

「争訟」とは、訴えを起こして争うことをいう。訴訟、行政不服審査法に基づく不服申立てその他の法令に基づく不服申立てがある。

(2) 「国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事

者としての地位を不当に害するおそれ」

国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が一方の当事者となる上記の契約等において、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要があり、当事者としての利益を保護する必要がある。

これらの契約等に関する情報の中には、例えば、入札予定価格等を事前に公にすることにより、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり、交渉や争訟等の対処方針等を公にすることにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示とするものである。

4 「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」
(ウ)

県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う調査研究（ある事柄を調べ、真理を探究すること）の成果については、社会、県民等にあまねく還元することが原則であるが、成果を上げるために従事する職員が、その発想、創意工夫等を最大限に發揮できるようにすることも重要である。

調査研究に係る事務に関する情報の中には、例えば、①知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に公にすることにより成果を適正に広く県民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの、②試行錯誤の段階のものについて、公にすることにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある場合があり、このような情報を不開示とするものである。

5 「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」(エ)

県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う人事管理（職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力等の管理に関すること）に係る事務については、当該機関の組織としての維持の観点から行われる一定の範囲で当該組織の独自性を有するものである。

人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評価や、人事異動、昇格等の人事構想等を公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報を不開示とするものである。

6 「国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」(オ)

国又は地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法第2条の適用を受ける企業をいう。）、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業については、企業経営という事業の性質上、第3号の法人等に関する情報と同様な考え方で、その正当な利益を保護する必要があり、これを害するおそれがあるものを不開示とするものである。ただし、正当な

利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要があり、その開示の範囲は第3号の法人等とでは当然異なり、国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関する情報の不開示の範囲は、より狭いものとなる場合があり得る。

第7条第7号〔議会の会派又は議員の活動に関する情報〕

(7) 議会の会派又は議員の活動に関する情報であって、公にすることによりこれらの活動に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

【趣旨】

本号は、議会の会派又は議員の活動に関する情報につき、会派又は議員活動の自立性・自主性の確保の観点から、不開示情報としての要件を定めるものである。

【解釈・運用】

1 「議会の会派又は議員の活動に関する情報であって、公にすることによりこれらの活動に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」

「会派」とは、原則として、議会内における活動を共にしようとする議員の事実上の集合体であり、「会派の活動に関する情報」とは、会派として行う県政に関する調査研究活動に関する情報などである。当該活動に関する情報が公になることにより、会派としての政治的活動及び会派運営の自立性に著しい支障を及ぼすおそれある場合は、不開示とすることとしたものである。

2 「議員の活動に関する情報であって、公にすることによりこれらの活動に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」

「議員の活動に関する情報」とは、県民からの陳情など要望事項に関する活動や議員個人として行う調査、研究活動に関する情報などであり、当該活動に関する情報が公になることにより、公正かつ自由な政治活動に著しい支障を及ぼすおそれある場合は、不開示とすることとしたものである。

第8条（部分開示）

第8条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る行政文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

【趣旨】

本条第1項は、行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合における実施機関の部分開示の義務の内容及びその要件を明らかにするものである。

第2項は、開示請求に係る行政文書に個人識別情報（不開示情報）が記録されている場合に、個人識別性のある部分を除くことによる部分開示について定めるものである。

【解釈・運用】

1 不開示情報が記録されている場合の部分開示（第1項）

- (1) 一件の行政文書に不開示情報に該当する情報がある場合、本項の規定により、実施機関は、部分的に開示できるか否かの判断を行わなければならないことになる。
- (2) ただし、部分開示を行わなければならないのは、「容易に区分して除くことができるとき」であり、当該行政文書のどの部分に不開示情報が記載されているかという記載部分の区分けが困難な場合や、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合は、部分開示の義務はないことになる。

「区分」とは、不開示情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを概念上区分することを意味し、「除く」とは、不開示情報が記録されている部分を、当該部分の内容が分からないように被覆、切り抜き等を行い、行政文書から物理的に除去することをいう。

文書については、その記載の一部を除くことは、コピー機で作成したその複写物の不開示部分を被覆し又は切り抜き再複写などして行うことができることから、一般的に不開示部分を容易に区分して除くことができると考えられる。

一方、録音、録画、磁気ディスクに記録されたデータベース等の電磁的記録については、例えば、同時に録音された音声中の一部の音声のみに不開示情報が含まれている場合や、録画されている映像中に不開示情報が含まれている場合などでは、不開示情報部

分のみを除去することが容易でない場合が考えられる。また、磁気ディスク等の電磁的記録について、不開示部分と開示部分の分離が既存のプログラムでは行えない場合も、「容易に区分して除くことができない場合」に該当する。

なお、部分開示の作業に多くの時間・労力を要することは、直ちに、区分し、分離することが困難であるということにはならない。

- (3) 「有意の情報が記録されていないと認められるとき」とは、説明責任が全うされるようにするとの観点から、不開示情報が記録されている部分を除いた残りの部分に記載されている情報の内容が、開示をしても意味がないと認められる場合を意味し、例えば、残りの部分に記載されている内容が、無意味な文字、数字等の羅列となる場合であれば部分開示の義務はない。なお、この「有意」性の判断に当たっては、同時に開示される他の情報があればこれも併せて判断されるべきである。また、「有意」性の判断は、請求の趣旨を損なうか否か、すなわち、開示請求者が知りたいと考える事柄との関連によって判断すべきものではなく、個々の請求者の意図によらず、客観的に決めるべきものである。

2 個人識別情報が記録されている場合の部分開示（第2項）

- (1) 個人識別情報は、通常、個人を識別させる部分（例えば、氏名）とその他の部分（例えば、当該個人の行動記録）とから成り立っており、その全体が一つの不開示情報を構成するものである。

しかし、個人識別情報については、氏名等の部分だけを削除して残りの部分を開示しても個人の権利利益保護の観点から支障が生じない場合があり、このような場合には、部分開示とするよう、個人識別情報についての特例規定を設けたものである。

なお、「特定の個人を識別することができるものに限る。」こととしているのは、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（第7条第2号本文の後半部分）については、特定の個人を識別することとなる記述等の部分を除くことにはならないためである。

- (2) 「当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」とは、個人を識別させる要素を除去することにより誰の情報であるかが分からなくなることから、公にしても、個人の権利利益を害するおそれがないものについては、部分開示の規定を適用することとしている。

ただし、個人識別性のある部分を除いても、開示することが不適当であると認められるものもある。例えば、カルテ、作文などの個人の人格と密接に関連する情報や、個人の未公表の研究論文等開示すると個人の権利利益を害するおそれがあるものである。

- (3) 「当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」とは、第1項の規定により、部分開示の範囲を決定するに当たっては、個人識別情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等以外の部分は、

個人の権利利益を害するおそれがない限り、第7条第2号に規定する不開示情報ではないものとして取り扱うことを規定したものである。

なお、第1項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうかが要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合には、当該個人に関する情報は全体として不開示となることになる。

第9条（公益上の理由による裁量的開示）

第9条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報（第7条第1号の情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるとときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

【趣旨】

本条は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されていても、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる場合について規定するものである。

【解釈・運用】

1 「公益上特に必要があると認めるとき」とは、第7条各号の不開示情報の規定に該当する情報であるが、実施機関の高度の行政的な判断により、公にすることに、当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認められる場合を意味する。

第7条各号においても、当該規定により保護する利益と当該情報を公にすることの公益上の必要性との比較衡量が行われる場合があるが、本条では、第7条の規定を適用した場合に不開示となる場合であっても、なお公にすることに公益上の必要性があると認められる場合には、開示することができるとするものである。

2 「当該行政文書を開示することができる。」とは、公益上の必要性の認定についての実施機関の要件裁量を認めるものである。

なお、「（第7条第1号に規定する情報を除く。）」とは、法令等により公にすることができない情報は、本条例による公開の余地がないものであることから、裁量的開示の対象から除外する趣旨である。

第10条（行政文書の存否に関する情報）

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

【趣旨】

本条は、開示請求に対して、一定の場合には、行政文書の存否自体を明らかにしないで、拒否することができることを定めるものである。

【解釈・運用】

1 開示請求に対しては、当該開示請求に係る行政文書の存否を明らかにした上で、存在している場合は開示又は不開示の決定をし、存在しない場合は存在しない旨の決定をすることが原則である。本条は、その例外として、行政文書が存在するしないにかかわらず、開示請求された行政文書の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合には、開示請求を拒否することができることを定めたものである。

例えば、特定の個人の名を挙げて、その病歴情報が記録された文書の開示請求があった場合、当該行政文書に記録されている情報は存在するが、不開示情報に該当するため不開示決定をすれば、当該個人の病歴の存在を明らかにすることになり、当該個人の権利利益を侵害することになる。

このように、特定の者又は特定の事項を名指しした探索的請求に対して、存否を明らかにできない情報の具体例としては、次のようなものが考えられる。

- (1) 特定の個人の病歴に関する情報（第2号）
- (2) 特定企業の特定の先端技術に関する情報（第3号）
- (3) 犯罪の内偵捜査に関する情報（第4号）
- (4) 特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する情報（第6号）

2 本条は、開示請求に対する応答の例外的な取扱いを定めたものであり、本条の規定を適用するに当たっては、その妥当性を適切に判断する必要がある。

また、本条により開示請求を拒否するときは、開示をしない旨の決定を行うこととなり、条例第11条第3項の規定により、請求者に対して理由を提示しなければならないが、個別具体的な理由付記の程度については、当該情報の性質、内容、開示請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった行政文書の存否を答えることにより、どのような不開示情報を開示することになるかをできる限り具体的に提示する必要がある。

また、存否を明らかにしないで拒否することが必要な類型の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要であり、例えば、行政文書が存在しない場合に不存在と答えて、行政文書が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否することのないよう留意しなければならない。

第11条（開示請求に対する措置）

第11条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定により開示請求に係る行政文書の全部を開示しない旨の決定又は一部を開示する旨の決定をしたときは、当該各項に規定する書面にその決定の理由を記載しなければならない。この場合において、その理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、当該期日を併せて記載しなければならない。

【趣 旨】

本条は、実施機関は、開示請求に対して、開示又は不開示の決定（開示決定等）をしなければならないことを定めるものである。

【解釈・運用】

1 開示決定（第1項）

(1) 「開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし」とは、開示請求に係る行政文書をすべて開示する旨の決定（全部開示決定）と、開示請求に係る行政文書のうち一部分について開示し、その他の部分については開示しない旨の決定（一部開示決定）を含む。

「その旨の決定」の内容としては、全部開示か一部開示かの別（一部開示の場合には、開示する部分と開示しない部分との区別）が明らかにされている必要がある。

(2) 「その旨及び開示の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。」とは、開示決定を受けた者が開示の実施を受けるために必要となる事項を通知するものであり、規則においては、開示決定に係る行政文書について求めることができる開示の実施の方法を規定している（規則第6条）。

なお、一部開示の決定の場合には、理由の付記並びに審査請求及び取消しの訴えの教示が必要となる。

2 不開示決定（第2項）

(1) 「開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。）」とは、開示請求に係る行政文書について、そのすべてを開示しない場合（開示請求に係る複数の行政文書のうち一部についてのみ決定を行う場合であって、当該決定に係る行政文書のす

べてを開示しないときを含む。) であり、具体的には、以下のケースが該当する。

- ① 開示請求に係る行政文書の全部に不開示情報が記録されているため、すべて不開示とする場合(不開示情報が記録されている部分を、それ以外の部分と容易に区分して除くことができない場合を含む。)
 - ② 第10条の規定により開示請求を拒否する場合
 - ③ 開示請求に係る行政文書を当該実施機関が保有していない場合又は開示請求の対象が、条例第2条第2項に規定する行政文書に該当しないとき。
 - ④ 開示請求の対象が、第36条に規定する適用除外の行政文書であるとき。
 - ⑤ 行政文書の特定が不十分である場合等、開示請求に形式的な不備があるとき。
 - ⑥ 権利濫用に関する一般法理が適用されるとき。
- (2) 「その旨を書面により通知しなければならない。」とは、開示しない旨の決定(不開示決定)をした旨を書面で開示請求をした者に通知しなければならないことを規定したものであるが、不開示決定の内容としては、不開示決定に係る行政文書の表示、不開示決定をした者の名称、不開示決定の日付等が含まれる。
この通知を行う際には、理由の付記並びに審査請求及び取消しの訴えの教示を行うことが必要である。

3 理由付記・時限開示(第3項)

- (1) 「その理由を記載しなければならない」とは、不開示決定又は一部開示決定をした場合に、その理由を通知書に記載することを、実施機関に義務付けたものであり、奈良県行政手続条例第8条に規定する「理由の提示」の一般原則を改めて規定したものである。
実施機関は、不開示事項のいずれに該当するかだけでなく、行政文書を開示することができない理由を、できる限り具体的かつ明確に記載しなければならない。単に条例上の根拠条項を示すだけでは足りず、開示請求者が拒否の理由を明確に認識しうるものであることが必要であると解されており、不開示情報の内容が明らかにならない限度において、どのような類型の情報が記録されているかを示すことになると考えられる。
なお、この理由付記は、実施機関の慎重かつ合理的な判断を確保するとともに、処分の理由を開示請求者に知らせることにより、審査請求等に便宜を与えるためであり、理由を記載していない場合又は記載された理由が不明確な場合には、瑕疵ある行政処分とみなされ、取り消される場合があり得ることに、特に留意する必要がある。(なお、理由不備で取り消された場合は、改めて理由を明示した処分を行うことになる。)
- (2) 「その理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるとき」とは、一定期間を経過することにより、不開示事項に該当する理由が消滅することが確実であり、かつ、当該理由が消滅する期日を明示することができる場合をいい、理由が消滅するかどうかわからない場合はもとより、消滅することができる確実であってもその期日が不明確な場合はこれに該当しない。

なお、この期日の明示は、開示しない理由がなくなる期日を教示するものであり、その期日に行政文書の開示することを意味するものではないため、開示請求者は、その

期日以後に改めて行政文書の開示の請求をしなければならない。

第12条（開示決定等の期限）

第12条 前条第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、開示決定等を行うべき原則的期限（開示請求があった日から起算して15日）及び延長可能な期間（開示請求があった日から起算して最大60日）を定めるものである。

【解釈・運用】

1 開示決定等を行うべき原則的期限（第1項）

- (1) 「開示請求があつた日」とは、受付担当窓口に、開示請求書が到達した日を指す。
- (2) 「15日以内」の期間計算については、開示請求があつた日から起算することになる。また、期間の末日が奈良県の休日を定める条例（平成元年3月奈良県条例第32号）第1条第1項に規定する休日に当たる場合は、民法第142条により、その翌日をもって期間が満了することになる。

本項は、開示決定等の期限を定める規定であり、開示請求者に対する通知の到着日が15日以内であることまでを求めているものではないが、実施機関は、開示決定等をしたときは、速やかに第11条第1項及び第2項に規定する通知を行う必要がある。

- (3) 「第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。」とは、補正に係る期間計算につき、確認的に規定したものである。

「補正に要した日数」とは、実施機関が第6条第2項の規定により補正を求めてから、開示請求者が補正をした開示請求書を実施機関に提出するまでの期間を指す。この期間は、期間経過につき開示請求者に責があり、開示決定等の期間計算に含めることは適当でない。

形式上の不備があるかどうかは、開示請求書に記載された内容により確認することが必要であり、形式上の不備がある開示請求であっても、補正を求めるまでの期間は、期間計算に含まれる。

また、開示請求者が補正の求めに応じない旨を明らかにしたときは、その時点以降はもはや「補正に要する日数」には当たらず、補正を求めた日から補正の求めに応じない旨が明らかにされた日までの日数を除いて、期間計算をすることとなる。

- (4) 第6条第2項において「相当の期間を定めて」補正を求めるとしている趣旨は、当該「相当の期間」内は、不適法な開示請求であることを理由とする不開示決定を行えないこととするものであり、開示請求者による補正の機会を保障するための規定である。補正がされないまま「相当の期間」が過ぎた場合には、実施機関は不開示決定を行うことができるようになる。

2 延長可能な期間（第2項）

- (1) 「事務処理上の困難その他正当な理由があるとき」

「事務処理上の困難」とは、当該開示請求に対し第1項に規定する期間内に開示決定等を行うことが実施機関の側の事情により困難であることを意味し、開示請求に係る行政文書の量の多少、開示請求に係る行政文書の開示・不開示の審査の難易、当該時期における他に処理すべき開示請求事案の量のほか、実施機関の他の事務の繁忙、勤務日等の状況なども考慮して、当該開示請求の事務処理が困難となるか否かにより判断されるものである。

「その他正当な理由」としては、例えば、第15条に規定する第三者に対する意見書提出の機会を付与するに当たり、行政文書に記録されている情報の量が大量であるため第三者に十分な時間を与えることが必要と認められる場合や、第三者が多数存在するため手続に時間を要する場合などが挙げられる。

- (2) 「同項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。」

「同項に規定する期間」とは、開示請求があった日から開示決定等を行うべき日までの期間を指すものであり、本項が適用される場合には、最大で、開示請求があった日から起算して60日以内に処理することになる。

- (3) 「遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。」

「遅滞なく」とは、合理的な理由による遅滞は許されるという趣旨であるが、合理的な理由がなければ開示請求があった日から起算して15日以内に発送しなければならない。

「延長後の期間」とは開示決定等が行われる時期の見込みを指すものであり、また、「延長の理由」としては期限を延長することが必要となった事情を記載するものとする。

第13条（開示決定等の期限の特例）

第13条 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があつた日から起算して60日以内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの行政文書について開示決定等をする期限

【趣旨】

本条は、著しく大量な行政文書の開示請求があつた場合についての開示決定等の期限の特例を定めるものである。

【解釈・運用】

1 本条を適用する場合の事務の流れは、次のとおりである。

- ① 開示請求のあつた日から起算して15日以内に、本条を適用する旨等を通知する。
- ② 開示請求のあつた日から起算して60日以内に、相当の部分について開示決定等を行う。
- ③ 相当の期間（①の通知において、その期限を示す。）内に、残りの部分について開示決定等を行う。

2 「開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があつた日から起算して60日以内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合」とは、開示請求に対し、第12条第2項の規定を適用し処理期限を60日まで延長したとしても、開示請求に係る行政文書のすべてについて開示決定等を行うことが著しく困難である場合を意味する。

「開示請求に係る行政文書が著しく大量」かどうかは、一件の開示請求に係る行政文書の物理的な量とその審査等に要する業務量だけではなく、実施機関の事務体制、他の開示請求事案の処理に要する事務量、その他事務の繁忙、勤務日等の状況をも考慮した上で判断される。

また、「事務の遂行に著しい支障」とは、当該開示請求の処理を担当する課室等が遂行すべき通常の事務に容認できない遅滞を来すことを意味する。

なお、「開示請求があつた日から起算して60日以内」の期間については、形式上の不備がある開示請求につき補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は除かれるものである。

3 「相当の部分」とは、開示請求を受けた実施機関が通常60日以内に開示決定等ができる分量を意味し、著しく大量な行政文書の開示請求であっても、他の開示請求者との平等を図る観点から、60日以内に処理できる量については、当該期間内に開示決定等を行う必要がある。

4 「残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。」の「相当の期間」とは、当該残りの行政文書について実施機関が処理するに当たって必要とされる合理的な期間をいう。

本条は、当該開示請求のすべてを60日以内に処理できない事情にかんがみ、設けられた特例規定であることから、当該残りの行政文書についての処理は、「相当の期間」内に行う必要がある。実施機関は、ある程度のまとまりの行政文書ごとに、早く審査の終了したものから順に開示決定等を行うことが望ましい。

5 本条を適用するに当たっては、開示請求があった日から起算して15日以内（補正に要した期間を除く。）に、必要な事項を通知しなければならないこととしている。

通知する事項は、「本条を適用する旨及びその理由」と「残りの行政文書について開示決定等をする期限」であるが、「その理由」は、本条を適用することが必要となった事情を一般の人が理解し得る程度に示すことが必要である。

「残りの行政文書について開示決定等をする期限」とは、最終的に当該開示請求に係るすべての行政文書についての開示決定等を終えることが可能であると見込まれる期限を意味する。

第14条（事案の移送）

第14条 実施機関は、開示請求に係る行政文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他の実施機関において開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第11条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

【趣 旨】

本条は、他の実施機関への開示請求事案の移送について、要件及び手続を定めるものである。

開示請求に係る行政文書が他の実施機関により作成されたものであるときなどは、当該他の実施機関の判断にゆだねた方が迅速かつ適切な処理に資することがあると考えられるので、実施機関は、当該他の実施機関と協議の上、事案を移送することができることとした。

【解釈・運用】

1 移送の協議（第1項）

- (1) 「他の実施機関において開示決定等をすることにつき正当な理由があるとき」とは、「開示請求に係る行政文書が他の実施機関により作成されたものであるとき」のほか、開示請求に係る行政文書に記録されている情報の重要な部分が他の実施機関の事務・事業に係るものである場合などであって、他の実施機関の判断にゆだねた方が適当な場合である。
- (2) 「当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる」とは、単に協議したという事実があれば移送できるということではなく、実施機関相互の協議が整った場合に移送できるという趣旨であり、協議が整わない場合には、開示請求を受けた実施機関が開示決定等を行うことになる。
- (3) 「事案を移送した旨を書面により通知」する内容としては、移送の年月日、移送先の実施機関の名称及び移送の理由が考えられる。

2 開示決定等（第2項）

- (1) 「前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。」とは、移送の効果として、移送を受けた実施機関が本条例第11条各項の開示請求に対する措置（開示決定等）を行うことを明確にするため規定したものである。
- (2) 「移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす」とは、移送前にした行為が移送後も移送を受けた実施機関の行為として有効となるよう規定したものであり、「移送前にした行為」には、第6条第2項の開示請求書の補正など本条例に基づき移送前にした行為すべてを含むものである。

3 開示の実施（第3項）

- (1) 「移送を受けた実施機関が第11条第1項の決定をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない」とは、移送の効果として、移送を受けた実施機関が、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示する決定を行ったときは、自らの責任において、開示の実施を行わなければならないことを明確にしたものである。
- (2) 「移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない」とは、前段で規定されているとおり、開示の実施は、移送を受けた実施機関の責任において行われるが、その開示の実施が円滑に行われるよう、移送をした実施機関の協力義務を明らかにしたものであり、次のような協力が考えられる。
- ① 移送前にした行為があれば、その記録を作成し、これを提供する。
 - ② 開示請求書及び事案を移送した旨の書面の写しの提供（移送した実施機関で開示請求書の写しを作成・保管）。
 - ③ 他の実施機関が請求に係る行政文書を保有していない場合には、その開示請求に係る行政文書の写しの提供又は原本の貸与。
 - ④ 原本を閲覧する方法による開示の実施のための行政文書の貸与又は場所（当該行政文書を保有している実施機関の組織の事務所）提供。

4 事案の移送は、開示請求を受けた実施機関が請求に係る行政文書を保有しているものの、開示・不開示の判断については他の実施機関が行うことが適当な場合に行われるものである。したがって、開示請求を受けた実施機関が請求に係る行政文書を保有していない場合には、事案の移送の問題ではない点に留意する必要がある。

第15条（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第15条 開示請求に係る行政文書に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第20条及び第21条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を第9条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならぬ。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第19条及び第20条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、実施機関が開示請求の処理を行うに当たって、第三者の権利利益の適正な保護を図るため、必要な調査の一環として設けられた手続規定であり、第三者に対する意見書提出の機会の付与、開示に反対の意思を表示した意見書の提出があった場合の措置について定めたものである。

【解釈・運用】

1 任意的意見聴取（第1項）

(1) 本項は、実施機関が開示請求の処理を行うに当たって、より的確な判断を行うため、第三者の意見を聞くことができる旨を定めるものである。

第三者に関する情報が記録されている行政文書といつても、当該情報が既に公にされている場合など、第三者に意見提出の機会を与える必要がないものもあるので、本項では、意見書提出の機会を与えるかどうかは実施機関の判断にゆだねている。

なお、開示・不開示の判断を行うに当たって、実施機関による資料の収集、意見の聴取等は、特別の規定がなくとも、任意に、適宜の方法により行うことは可能であるが、

本項による手続を取った場合には、第3項の適用がある。

- (2) 意見を聞くことができる「第三者」の範囲から、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除いているのは、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人については、私人同様の手続的保障を図る必要性に乏しいこと、また、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の意見を聞く必要があるときは、適宜の方法により意見を求めれば足りることによる。

「第三者に関する情報」とは、当該第三者が識別できる情報に限らず、第三者に何らかの関連性を有する情報も含まれる。

- (3) 「行政文書の表示」とは、行政文書を特定するに足りる事項を意味するものであり、通知の相手方である第三者に対し、意見書提出の機会の付与に係る行政文書がどれであるかを当該第三者が判断できるように伝えることを意味する。

「行政文書の表示」以外に通知すべき事項は次のとおりである（施行規則第4条）。

- ① 開示請求の年月日
- ② 開示請求に係る行政文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- ③ 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

- (4) 第三者の意見聴取の方法としては、本項の規定による意見聴取の結果、開示に反対の意見が出されたときは、第3項の規定による手続を取ることが必要となるため、本条に基づく意見聴取手続については、書面を提出することとしている。

開示・不開示の判断はあくまでも当該第三者に関する情報が第7条に規定する不開示情報に該当するか否かによって行われるものであり、第三者の意向によって決まるものではない。

意見書にどのような内容を記載するかについては、第三者の判断にゆだねられているが、単に開示に賛成か、反対かを記載するだけでは意見書を提出する意義に乏しく、できる限り実施機関の開示・不開示の判断に資するような情報の提供が望まれる。なお、意見書には、意見の内容を裏付ける資料を添付することができる。

なお、第三者が意見書を提出する能够性は、当該第三者に関する情報の開示・不開示についてであり、開示請求に係る行政文書に記録されている他の情報についてまで意見書を提出する権利を有するものではない。

2 必要的意見聴取（第2項）

- (1) 本項は、公益的開示の場合は、当該行政文書に記録されている情報に係る第三者的権利利益を侵害するおそれがあり、適正手続の保障の観点から、当該第三者に意見書提出の機会を与えることを義務付けるものである。

本項が適用されるのは、第三者に関する情報が記録されている場合であって、次の場合のいずれかに該当し、行政文書を開示しようとするときである。

- ① 個人情報ではあるが、人の生命、健康等を保護するために、開示することが必要と認められるもの（第7条第2号ただし書イ）

- ② 法人等情報ではあるが、人の生命、身体等を保護するために、開示することが必要と認められるもの（第7条第3号ただし書）
- ③ 不開示情報が記録されている行政文書ではあるが、開示することに特に公益上の必要性があると認められるもの（第9条）

これらは、本来、当該第三者の権利利益だけを見れば、不開示情報として保護されるべきものであるにもかかわらず、他の公益との関係で開示されることとなるものである。このため、これらの場合には、第三者に意見書提出の機会を与えることを実施機関に義務付けることとしている。

- (2) 「当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。」の「当該第三者」とは、公益上の理由による開示でなければ不開示となる情報に係る第三者を指し、開示請求に係る行政文書の他の情報に係る第三者は含まない。

第1項と異なり、必要的意見聴取の規定であるので、通知は書面によるべきことを明記している。

「行政文書の表示」以外に通知すべき事項は次のとおりである（施行規則第5条）。

- ① 開示請求の年月日
- ② 本項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由
- ③ 開示請求に係る行政文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- ④ 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

- (3) 「ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。」とは、実施機関が第三者の所在について合理的な努力を行ったにもかかわらず、当該第三者の所在が判明しない場合には、手続が進められなくなることを避けるため、意見書提出の機会を与えなくてよいこととしている。

例えば、実施機関に届けられている住所や、法人であれば登記簿に記載された住所に郵送しても不達の場合には、本ただし書が適用される。また、第三者が死亡している場合や、解散している場合も本ただし書の対象となる。

3 反対意見書を提出した場合の手続（第3項）

- (1) 本項は、意見書提出の機会を与えられた第三者が、開示決定について、行政上又は司法上の救済手続を講ずる機会を確保するものである。

行政文書が一度開示されてしまうと、保護されるべき第三者の権利利益の救済は不可能となることから、開示の実施前に、第三者が開示の決定に対する審査請求又は取消訴訟を提起することができるようにする必要がある。このため、開示の決定をしたときは、意見書提出の機会を与えた第三者に対し、必要な事項を通知するとともに、開示の実施までに一定期間を置くこととした。

なお、行政不服審査法及び行政事件訴訟法上、執行不停止の原則が採られているので、開示決定を争おうとする第三者は、審査請求又は訴訟を提起すると同時に、開示

決定処分の執行停止の申立て（行政不服審査法第25条第2項以下、行政事件訴訟法第25条第2項以下）をする必要がある。

- (2) 「開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合」とは、意見書において、当該第三者が開示を望まない旨の趣旨が明らかであれば足りる。

「意見書を提出した場合」における提出の時点は、第三者が意見書を郵送に付した時点ではなく、意見書が当該実施機関に到着した時点を意味する。実施機関が指定した期限後に意見書が提出された場合には、本条に基づく手続の対象外となるが、開示決定等の前であれば、当該意見書に記載された情報を考慮に入れることは当然可能である。

- (3) 「開示決定をするとき」とは、行政文書の全部開示の決定に限らず、一部開示の決定をするときも含まれるが、当該第三者に関する情報を不開示とする場合は含まれない。

- (4) 「開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。」とは、第三者が審査請求又は訴訟を提起するのに最低限必要な期間として、開示を実施するまでに2週間以上の期間を確保しなければならないこととするものである。

開示請求者の速やかに開示を受ける権利の保障との関係で、期間を明確化することが適当であると考えられることによるが、「2週間」としたのは、事前に当該第三者の意見を聴いているという事情を踏まえ、訴訟手続における控訴期間を参考にしたものである。個別の事案に応じ、2週間以上の期間を置くことを妨げるものではないが、開示請求者が速やかに開示を受けられる利益を不当に害することのないよう、第三者の利益と開示請求者の利益との比較衡量が必要である。

- (5) 「開示決定後直ちに、・・・開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。」とは、反対意見書を提出した第三者が争訟を提起しようとする場合に必要な情報を提供する趣旨である。この通知は、第三者が争訟の提起のために必要な準備作業に要する時間を確保できるよう、開示決定をしたときは直ちに行う必要がある。

「その理由」は、第三者に係る情報が不開示情報に該当しないことと判断した理由又は公益上の理由による開示が必要と判断した理由を記載することになるが、開示することとした部分すべてについての理由を記載する必要はなく、当該第三者に係る情報を開示することとした理由のみを記載すれば足りる。

なお、「開示を実施する日」とは、開示決定の時点では確定日とならないので、開示を実施することが見込まれる日でよい。

第16条（開示の実施）

第16条 行政文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による行政文書の開示にあっては、実施機関は、当該行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

- 2 開示決定に基づき行政文書の開示を受ける者は、規則で定めるところにより、当該開示決定をした実施機関に対し、その求める開示の実施の方法その他の規則で定める事項を申し出なければならない。
- 3 前項の規定による申出は、第11条第1項に規定する通知があった日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。
- 4 開示決定に基づき行政文書の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から30日以内に限り、実施機関に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

【趣旨】

本条は、行政文書の開示について、その実施の方法を定めるとともに、開示決定があつた後の開示の実施の申出の手続を定めるものである。

【解釈・運用】

1 開示の方法（第1項）

（1）「文書又は図画」の開示の方法（施行規則第6条第1項及び第2項）

「文書又は図画」という視覚によって直接その内容を確認できる行政文書については、行政文書そのものを見せる「閲覧」と、その写しを作成して交付する「写しの交付」を開示の方法とした。開示を受ける者は、そのいずれか又は両方の方法を選択することができる。

なお、文書、図画の閲覧については、原本の傷みが激しくそのまま開示に供することが当該行政文書の保存に支障がある場合、原本を事務事業に使用する必要があり閲覧等に供すると事務事業の遂行に支障がある場合、部分的に不開示の箇所があり的確に部分開示をするためには切り抜きを施す必要がある場合等など、原本を閲覧に供することが困難な場合があるので、その場合には、写しによることとしている。

ア 文書又は図画（次のイ～エに掲げるものを除く。）

原本の閲覧又は原本を複写機により複写したものとの交付により行う。

イ マイクロフィルム

専用機器により印刷したものの閲覧又はその写しの交付により行う。

ウ 写真フィルム

印画紙に印画したものの閲覧又は交付により行う。

エ スライド

専用機器により映写したものの閲覧又は印画紙に印画したものの交付により行う。

(2) 「電磁的記録」の開示の方法（施行規則第6条第3項、第4項、第5項及び第6項）

電磁的記録の開示方法については、種々の形態が考えられるが、開示形態によっては特殊な装置を必要としたり、特別のプログラムを必要とする場合などがあることから、県における再生用機器の措置状況やセキュリティの保全状況などを勘案して、規則で定めることとしている。

ア 録音テープ又は録音ディスク

専用機器により再生したものの聴取又は録音カセットテープに複写したものの交付により行う。

イ ビデオテープ又はビデオディスク

専用機器により再生したものの視聴又はビデオカセットテープに複写したものの交付により行う。

ウ ア、イ、エ又はオを除く電磁的記録

実施機関がその保有するプログラムを用いて用紙に出力したものの閲覧又はその写しの交付により行う。ただし、用紙に出力できないものについては、実施機関がその保有するプログラムにより専用機器で再生したものの閲覧又は視聴により行う。

なお、実施機関がその保有するプログラムを用いて電磁的記録の媒体に複写したもののが交付が容易である場合は、当該複写したものの交付により行うことができる。

エ 映画フィルム

専用機器により再生したものの視聴又はビデオカセットテープに複写したものの交付により行う。

オ スライド（音声付きのもの）

専用機器により再生したものの視聴又はビデオカセットテープに複写したものの交付により行う。

(3) 郵送による開示

写しの交付を受ける者は、写しの作成に要する費用とは別に郵送料を納付すれば、その送付を求めることができる（施行規則第11条第1項）。

2 開示の実施の申出（第2項）

行政文書の開示を受ける者（第11条第1項の規定により開示決定に係る通知を受けた者）は、規則で定めるところにより、求める開示の実施の方法その他の規則で定める事項を申し出なければならない。当該申出は、書面により行わなければならないとしており（施行規則第8条第1項）、申出事項は、次のとおりである（施行規則第9条）。

- ① 求める開示の実施の方法
- ② 行政文書の一部について開示の実施を求める場合にはその旨及び当該部分
- ③ 事務所における開示の実施を求める場合には、その希望日
- ④ 写しの送付を希望する場合には、その旨

なお、求める開示の実施の方法については、開示請求の段階で開示請求書に記載することもできることとしており、記載された方法による開示を実施することが可能な場合には、開示の実施の申出は簡略化される（施行規則第8条第2項）。

3 開示の実施の申出の期限（第3項）

(1) 開示の実施に係る申出については、期間制限を設けている。これは、開示決定は当該決定を行う時点における判断結果であり、期間の経過により不開示情報該当性が変化する可能性があることから、いつまでも、当時の判断が適切であるとは言えないことを考慮したものである。

このため、開示の実施の申出は、通知があった日（開示請求者が開示決定通知書を受け取った日を指す。）から30日以内にしなければならないとし、当該期間を経過したときは、開示決定を受けた者であっても、開示を受けるためには、再度、開示請求を行うことが必要となる。

(2) 「当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。」とは、申出期限徒過につき正当な理由があるときは、30日経過後であっても申し出ることができますとしたものであり、開示決定に係る通知を受けた者の権利保護とのバランスを図っている。

30日経過後に申出があった場合には、実施機関は、期間内に申出ができなかつたことについての正当な理由の有無を審査し、正当な理由があると認められるときは、開示を実施する。「正当な理由」には、災害のほか、病気療養中などが考えられる。

4 更なる開示の申出（第4項）

(1) 「開示決定に基づき行政文書の開示を受けた者」とは、第2項の規定による申出を行い、実際に行政文書の開示を受けた者を指す。

(2) 「最初に開示を受けた日から30日以内に限り、実施機関に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。」とは、例えば、開示決定に係る行政文書について、まず閲覧をしてから写しの交付を受けるかどうかを判断したいというケースが想定されるため、複数回の開示を認めることとしたものである。

更なる開示の申出は、1回に限られるものではないが、最初の開示の日から30日以内に限られる。

なお、この申出は、開示の実施の日に同時にを行うことも可能である。なお、更なる開示の申出は、書面により行わなければならない（施行規則第10条）。

(3) 「最初に開示を受けた日」とは、開示決定に基づき最初に行政文書の開示を受けた（閲覧をした、写しの交付を受けた等）日を指すものであり、写しの送付の方法によった場合は、当該写しが開示請求者に到達した日を指す。

(4) 本条例は、県の説明責任を全うするなどのために、開示請求に応じて行政文書の内容を明らかにすることを定めたものであり、開示方法はその手段であるから、一度開示を受けた行政文書について、既に開示を受けた方法と同一の方法による開示を求めるることは、正当な理由がない限りできない（施行規則第10条第2項）。

また、写しの交付については、1通の行政文書につき写しは1通に限られるとともに、既に写しの交付を受けたものについては、更なる開示として閲覧を求めるることはできない。

第17条（法令等による開示の実施との調整）

第17条 実施機関は、法令等の規定により、何人にも開示請求に係る行政文書が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該行政文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

【趣 旨】

本条は、行政文書の開示等を定める法令等の規定との調整措置を定めたものである。

【解釈・運用】

法令等において国民一般に対する特定の行政文書の開示規定（一定の場合に開示をしない旨の定めがないものに限る。）があり、その開示の方法が第16条第1項の本文の開示の方法（文書又は図画については閲覧又は写しの交付、電磁的記録については規則で定める方法（施行規則第6条））と同一である場合には、本条例に基づく開示を重ねて認める必要性がないことから、当該同一の方法による開示の限度で、本条例による開示を行わないこととするものである。

1 「法令等」とは、法律、政令、府省令その他の命令、条例（奈良県情報公開条例を除く。）及びこれらの明示の委任を受けた規則をいう。本条の調整の対象となる規定は、何人にも開示することとされているものであって、ただし書により一定の場合には開示をしない旨の定めがないものに限ることから、府省令その他行政機関の命令については、委任命令であると実施命令（執行命令）であるとを問わない。

2 「何人にも」とは、本条の調整措置の対象となる規定は、行政文書が「何人にも」開示することとされているものに限る意味である。

行政文書が本人、利害関係者等特定の者に対して開示することとされている規定については、本条例が並行的に適用されることとなり、本条例に基づき、これらの行政文書の開示請求があった場合には、当該規定の趣旨を考慮しつつ、当該行政文書に記録されている情報が第7条各号の不開示情報に該当するか否かを個別に判断することとなる。

3 開示請求に係る「行政文書」としたのは、法令等の規定において、実施機関以外の国の機関、他の地方公共団体その他法人等が何人にも「文書」を開示することとされている場合を含まない趣旨である。

4 「前条第1項本文に規定する開示の方法と同一の方法」とは、法令等の規定における開

示の方法が本条例第16条第1項本文に規定する開示の方法（文書又は図画については、閲覧又は写しの交付、電磁的記録については規則で定める方法（施行規則第6条）と同一である場合に限って、当該同一の方法による開示をしないこととするものである。

例えば、法令等において閲覧の方法による開示が規定されている場合、閲覧の方法による開示については、本条例では行わず、法令等によることとなり、写しの交付の方法による開示については、本条例に基づき、開示請求を行い、開示決定があれば、第16条第2項の規定により写しの交付の方法を申し出ることとなる。

5 「（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）」とは、法令等における開示規定の中には、開示の期間が定められているものがあり、この場合には、当該期間内に限り、本条の調整措置の対象となることを意味する。

すなわち、当該期間内においては、法令等の規定に定める開示の方法が第16条第1項本文に規定する開示の方法と同一の方法である場合に、本条例では当該同一の方法による開示を行わない。当該期間の前後においては、法令等の規定に開示の定めがないことから、本条例に基づく開示請求を行い、開示決定があった場合には、希望する開示の実施の方法を申し出ることが可能である。

6 「ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるとき」とは、法令等の規定において、何人にも行政文書を開示することとされてはいるものの、例えば、「・・・正当な理由がなければこれを拒むことはできない」、「・・・おそれがあるときは、閲覧を拒むことができる」とされているなど、一定の場合に開示をしない旨の定めがあるときは、本条例に基づき開示請求した場合の開示の範囲と必ずしも同一にはならないことから、本条の調整措置の対象とならないことを意味する。

7 「法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして」とは、「縦覧」は、本条例第16条第1項本文において、開示の方法として規定されていないが、個々人に行政文書の内容が明らかに分かるように示し、見せるものであり、閲覧と同視される開示の形態であることから、法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、第16条第1項本文の閲覧とみなして、本条例では、閲覧の方法による開示は行わないこととするものである。

8 関係法令等一覧

本条の調整措置の対象となる主な法令等の規定は、次のとおりである。

(1) 閲覧等の期間が限定されていないもの

ア 閲覧

- ・ 貸金業法第9条による貸金業者登録簿の閲覧
- ・ 道路法第28条第3項による道路台帳の閲覧
- ・ 建設業法第13条による建設業許可申請書等の閲覧
- ・ 測量法第55条の12第1項による登録簿等の閲覧

- ・ 宅地建物取引業法第10条による宅地建物取引業者名簿等の閲覧
- ・ 建築基準法第93条の2による確認申請書に関する図書の閲覧
- ・ 電気工事業の業務の適正化に関する法律第16条による電気工事業者登録簿の閲覧
- ・ 都市計画法第47条第5項による開発登録簿の閲覧

イ 縦覧

- ・ 都市計画法第20条第2項による都市計画の図書の縦覧
- ・ 土地改良法第8条第6項による土地改良事業計画書の写しの縦覧
- ・ 道路法施行規則第1条第2項による県道の路線を明示した図面の縦覧

ウ 謄本又は抄本の交付

- ・ 電気工事業の業務の適正化に関する法律第16条による電気工事業者登録簿の謄本の交付
- ・ 都市計画法第47条第5項による開発登録簿の写しの交付

(2) 閲覧等の期間が限定されているもの

ア 閲覧

- ・ 特定非営利活動促進法第30条による特定非営利活動法人の事業報告書等の閲覧（過去3年間に提出を受けたもの）

イ 縦覧

- ・ 都市計画法第17条第1項による都市計画案図書の縦覧（公告の日から2週間）
- ・ 土地改良法第8条第6項、第87条第5項による土地改良事業計画書等の写し等の縦覧（20日以上の相当の期間）
- ・ 特定非営利活動促進法第10条第2項による特定非営利活動法人の定款、役員名簿等の縦覧（申請書を受理した日から2月間）

第18条（費用負担）

第18条 第16条第1項の規定により行政文書（行政文書を複写した物を含む。）の写し（電磁的記録にあっては、同項の規則で定める方法により交付される物を含む。）の交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用として規則で定める額を負担しなければならない。

【趣旨】

本条は、行政文書の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならないことを定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 「写しの作成及び送付に要する費用」とは、行政文書の写しの作成に要する費用及び行政文書の写しの送付に要する郵送料をいう。
- 2 第16条ただし書の規定により、行政文書を複写した物により行政文書の開示をする場合の当該複写の作成に要する費用は、本条の「写しの作成に要する費用」に該当しないので、当該複写の作成に要した費用は徴収できないものである。
- 3 写しの作成及び送付に要する費用は、施行規則第11条第2項の規定に基づき、前納とする。

4 費用負担の額（施行規則第11条別表）

行政文書の種別	開示の実施の方法	費用負担の額
1 文書又は図画（2から4又は8に該当するものを除く。）	ア 複写機により複写したもの（単色刷りで、A三判以下の大きさの用紙に複写したものに限る。）の交付	1枚につき、10円
	イ 複写機により複写したもの（多色刷りで、A三判以下の大きさの用紙に複写したものに限る。）の交付	1枚につき、50円
	ウ 複写機によりA一判若しくはA二判の用紙に複写又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものとの交付	作成に要する費用に相当する額
2 マイクロフィルム	印刷したものを複写機により複写したもの（単色刷りで、A三判以下の大きさの用紙に複写したものに限る。）の交付	1枚につき、10円

3 写真フィルム	印画紙に印画したものの交付	作成に要する費用に相当する額
4 スライド（9に該当するものを除く。）	印画紙に印画したものの交付	作成に要する費用に相当する額
5 録音テープ（9に該当するものを除く。）又は録音ディスク	録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき、250円
6 ビデオテープ又はビデオディスク	ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき、300円
7 電磁的記録 (5、6又は8に該当するものを除く。)	ア 用紙に出力したものを複写機により複写したもの（単色刷りで、A三判以下の大きさの用紙に複写したものに限る。）の交付	1枚につき、10円
	イ 用紙に出力したものを複写機により複写したもの（多色刷りで、A三判以下の大きさの用紙に複写したものに限る。）の交付	1枚につき、50円
	ウ フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1枚につき、60円
	エ 光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき、90円
	オ 光ディスク（日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき、110円
	カ アからオまでに掲げるもの以外の電磁的記録媒体に複写したものの交付	当該写しの作成に要する費用に相当する額
8 映画フィルム	ビデオカセットテープに複写したものの交付	当該写しの作成に要する費用に相当額する額
9 スライド（音声付きのもの）	ビデオカセットテープに複写したものの交付	当該写しの作成に要する費用に相当額する額

第2節 審査請求

第18条の2（県が設立した地方独立行政法人に対する審査請求）

第18条の2 県が設立した地方独立行政法人がした開示決定等又は当該地方独立行政法人に対する開示請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、審査請求をすることができる。

【趣旨】

本条は、県が設立した地方独立行政法人がした開示決定等又は当該地方独立行政法人に対する開示請求に係る不作為について、行政不服審査法に基づく審査請求をすることができることを確認的に定めたものである。

なお、地方独立行政法人以外の実施機関は、すべて県の機関であり、行政不服審査法にいう「行政庁」に該当し、それらの機関が行う開示決定等が同法の「処分」に該当することに疑義がないため審査請求ができる旨の規定は置いていない。

【解釈・運用】

行政不服審査法上、審査請求をすべき行政庁は、原則として処分庁等（処分をした行政庁又は不作為に係る行政庁。以下同じ。）の最上級行政庁とされ、上級行政庁が存在しない場合は当該処分庁等とされている。

県が設立した地方独立行政法人には上級行政庁が存在しないので、当該地方独立行政法人が行った開示決定等又は当該地方独立行政法人に対する開示請求に係る不作為については、処分庁等である当該地方独立行政法人に対して審査請求をすることになるものである。

第18条の3（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第18条の3 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

【趣旨】

本条は、この条例による開示決定等又は開示請求に係る不作為に対する審査請求の審理手続については、行政不服審査法の審理員による審理手続に関する規定を適用しないとするものである。

【解釈・運用】

行政不服審査法は、審査請求の審理の公正性・透明性を高めるため、原則として、審査庁に所属する職員であって当該審査請求に係る処分等に関与していない等の要件を満たす審理員が審理手続を行うこととしている。

しかし、同法第9条第1項ただし書において、条例に基づく処分については、地方自治の尊重の観点から、条例に特別の定めがある場合には、審理員による審理手続に関する規定を適用しないこととしている。

本条例に基づく開示決定等及び又は開示請求に係る不作為については、第三者機関である奈良県情報公開審査会において実質的な審理が行われる（第19条参照）ことから、審理員による審理手続に関する規定を適用しないとしたものである。

第19条（審査会への諮問）

第19条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、奈良県情報公開審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとする場合（当該行政文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

【趣旨】

本条は、開示決定等及び開示請求に係る不作為に対する審査請求については、審査請求を受けた実施機関に対し、原則として、奈良県情報公開審査会（以下「審査会」という。）への諮問を義務付けるものである。

【解釈・運用】

1 「開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったとき」とは、開示決定等は、行政不服審査法に規定する「処分」に当たるため、開示決定等又は開示請求に係る不作為について不服がある者から、同法に基づき、処分庁等の最上級行政庁に対する審査請求（上級行政庁がないときは、処分庁等に対する審査請求）があった場合のことを行う。

本条例の実施機関のうち警察本部長については、公安委員会が上級行政庁であるため公安委員会に対する審査請求となる。他の実施機関については上級行政庁がないため、実施機関に対する審査請求となる。

この審査請求としては、不開示決定に対し、開示請求者が当該決定の取消を求める審査請求を起こす場合のほか、第三者に関する情報が記録された行政文書について開示決定がされた場合には、当該情報に係る第三者が取消を求める審査請求を起こす場合も考えられる。

2 「当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、・・・奈良県情報公開審査会に諮問しなければならない。」とは、審査請求の審査は、行政不服審査法上、原則として審理員による審理手続等を経ることとされているが、本条例においては、より中立性、専門技術性の高い合議制機関での慎重な審議を行うことで一層客観的で合理的な解決を図る観点から、情報公開制度に関して優れた識見を有する者で構成された附属機関である審査会に対する諮問を行い、審査会の答申を受けて、裁決をすべきこととするものである。審査会において実質的な審理が行われることにより、審理員制度を適用する実益はないと考えられることから、本条例では、審理員による審理手続に関する規定を適用しないこととしている（第18条の3参照）。

なお、審査会の調査審議の手続は書面を中心に行われるものであるから、審議が効率的に行われるようするため、実施機関は、諮問に際し、審査請求に対する考え方やその理由を記載した書面その他の必要な資料を審査会に提出する必要がある。

3 「審査請求が不適法であり、却下する場合」（第1号）

「審査請求が不適法であり、却下する場合」とは、行政不服審査法第45条第1項に基づき却下する場合を意味する。

本号に該当するケースとしては、例えば、次のような場合があるが、このようなケースについては、審査会の意見を聞くまでもなく、客観的に判断できるものであるので、諮問を要しないこととしている。

- ① 審査請求が審査請求期間（原則として「処分があったことを知った日の翌日から起算して3月」以内。行政不服審査法第18条第1項）の経過後にされたものであるとき。
- ② 審査請求をすべき行政庁を誤ったものであるとき。
- ③ 審査請求適格のない者からの審査請求であるとき。
- ④ 存在しない開示決定等についての審査請求であるとき。
- ⑤ 審査請求書の記載の不備等について、補正を命じたにもかかわらず、審査請求人が補正を行わないため、形式的不備のある審査請求であるとき（行政不服審査法第24条）。

なお、例えば、開示請求書に形式的な不備がある場合、開示請求の対象文書が行政文書に該当しない場合に、実施機関が不適法な開示請求に当たるとして不開示決定をしても、審査請求は可能であり、上記のケースに当たらない限り、審査会への諮問が必要となる。

4 「裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとする場合（当該行政文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く）」（第2号）

- (1) 「裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとする場合」とは、審査請求人の主張を全面的に認めるケースであり、審査会に諮問する必要性に乏しいため、諮問義務の例外としている。ただし、第三者からの開示決定の取消しを求める審査請求を認容しようとする場合には、開示請求者の主張の機会を確保することが必要であるため、諮問義務の例外とはしていない。
- (2) 「審査請求の全部を認容し、」とは、開示決定等についての審査請求の場合にあっては、不開示とした判断が違法若しくは不当であり開示が相当であることを理由として不開示決定を取り消す、又は原処分を開示する旨の決定に変更する場合、不作為についての審査請求の場合にあっては、当該不作為が違法若しくは不当である旨を宣言し、一定の処分をすべきものと認める場合を意味する。
- (3) 「審査請求に係る行政文書の全部を開示することとするとき」とは、開示請求者が不開示とされた行政文書のうち一部についてのみ審査請求をした場合には、当該部分のす

べてについて開示することとする場合を意味するものであり、審査請求人が不開示を争わなかつた部分については、対象とならない。

- (4) 「当該行政文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く」とは、反対利害関係人が存在する場合については、審査会の答申を踏まえて裁決を行うことが適當であることから、反対利害関係人が存在することが明確な場合、すなわち、第15条の規定により第三者に意見書提出の機会を与えた場合であって、行政文書の開示について当該第三者が反対の意思を明らかにしている場合には、諮問義務の例外事由の例外として諮問しなければならないこととしている。

第20条（諮問をした旨の通知）

第20条 前条の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この節において同じ。）
- (2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る行政文書等の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

【趣旨】

本条は、情報公開審査会に諮問した旨を審査請求人等の関係者に通知することを諮問実施機関に義務付けるものである。

【解釈・運用】

1 審査会における調査審議の手続においては、審査請求人等に、審査会に対する口頭による意見陳述の求めや意見書提出の機会等が与えられており、審査請求人等がこれらの機会を行使できるよう、審査会における調査審議の手続が始まったことを知らせる必要がある。

このため、実施機関は、審査会に諮問をしたときは、諮問した旨を審査請求人等に対して直ちに通知しなければならないこととした。また、通知の方式は、条文上規定していないが、書面で行うことが原則である。

2 通知すべき相手方の範囲は、不服審査手続に関与している審査請求人及び参加人のほか、参加人となり得ることが明らかな者（反対意見書を提出した第三者）としている。

(1) 「審査請求人」とは、開示決定等又は開示請求に係る不作為に対する審査請求をした者をいう。また、「参加人」とは、行政不服審査法第13条第1項又は第2項の規定に基づき、審査庁の許可を得て又は審査庁の求めに応じ、当該審査請求手続に参加人として参加した者をいう。

(2) 第2号は、第三者から審査請求があった場合を想定したものである。

開示請求者が既に参加人として参加している場合は、第1号により通知されることになるが、まだ参加していない場合に、参加の機会を与えることを目的とするものである。

(3) 第3号は、開示請求者が不開示決定を不服として、その取消しを求めた場合に、当該取消しに關し利害關係を有することが明らかである第三者に参加人として参加する機会を与えることを目的とするものである。実施機関が、開示に反対の意思を有するが反対意見書を提出する機会が与えられなかつた第三者が存在することを把握しているときは、行政不服審査法第13条第2項に基づき、当該第三者に参加人として参加することを求めることが適當である。

第21条（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第21条 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求が却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（審査請求に係る行政文書等の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る行政文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

【趣 旨】

本条は、開示に反対の意思を有する第三者の審査請求を拒否する場合及び第三者の意に反して開示すべき旨の裁決を行う場合に、当該第三者が争訟を提起する機会を確保することを目的とするものである。

【解釈・運用】

1 第三者が開示に反対の意思を有する場合の手続（本文）

本条各号のいずれかに該当する場合には、第15条第3項と同様に、開示を実施する日までに2週間以上の期間を置かなければならぬこととともに、裁決後直ちに、第三者に裁決をした旨、その理由及び開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

第15条第3項中「開示決定の日」とあるのは「裁決の日」と読み替えられることになるが、裁決は、審査請求人に送達することによってその効力を生ずる（行政不服審査法第51条）ので、当該「裁決の日」は、審査請求人に送達された日となる。

2 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する場合（第1号）

本号は、開示決定の取消を求める第三者からの審査請求について、却下又は棄却する場合を指す。

なお、処分の取消の審査請求は、違法又は不当な行政処分により直接に自己の権利又は利益を侵害された者が行うことができるものであり、開示決定に直接の利害関係を有しない第三者からの審査請求は不適法となり、却下されることになるが、当該利害関係の有無は、最終的には訴訟において判断されるべきことから、本号では、審査請求適格を有しないことを理由とした却下も対象となるものである。

3 審査請求に係る開示決定等を変更し、行政文書を開示する場合（第2号）

本号は、審査請求を受けた実施機関が、行政文書の全部又は一部の不開示決定について、当該審査請求に参加している第三者の意に反して開示することとする場合を指す。

- (1) 「変更し、・・・行政文書を開示する旨の裁決」とは、行政不服審査法第46条第1項の規定に基づき、原処分を開示決定に変更する裁決を指す。当該行政文書の一部につい

てのみ開示することとし、その他の部分は不開示のままとする決定も含むが、この場合は、当該開示する部分について第三者が反対の意思を表示している場合である。

- (2) 「第三者である参加人が行政文書の開示に反対の意思を表示している場合」とは、第三者が参加人として、審査請求手続において、審査庁又は審査会に対し、行政文書の開示に反対の旨の口頭意見陳述又は意見書の提出を行っている場合を意味する。

原処分を行う過程で、第三者が反対意見書を提出している場合であっても、第20条の規定により、諮詢をした旨の通知が行われたにもかかわらず、当該第三者が参加人として参加していないときは、本条の適用はない。

本号が適用されるのは、第三者が審査請求手続において開示に反対している場合に限られ、第15条第3項の規定により反対意見書を提出した第三者が、当然に本号の規定により保護されるわけではない。

- (3) 開示決定等を取り消す裁決については、原処分庁において、再度開示請求に対する開示・不開示の決定を行うことになるので、第15条第3項が直接適用される。

なお、原処分が行われる際に反対意見書を提出せず、その後の審査請求手続において参加人となり初めて反対の意思を表示した第三者には、第15条第3項の規定は直接適用されないが、このような第三者についても、本条の趣旨に鑑み、同項の手続に準じた取扱いをすることが適当である。

第22条（審査会の調査権限）

- 第22条 奈良県情報公開審査会は、第19条の規定による諮問に係る調査審議を行うため必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る行政文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、奈良県情報公開審査会に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。
- 2 濟問実施機関は、奈良県情報公開審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
 - 3 奈良県情報公開審査会は、第19条の規定による諮問に係る調査審議を行うため必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る行政文書に記録されている情報の内容を奈良県情報公開審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、奈良県情報公開審査会に提出するよう求めることができる。
 - 4 第1項及び前項に定めるもののほか、奈良県情報公開審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適當と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求ることその他必要な調査をすることができる。

【趣旨】

本条は、審査会が適切な判断を行えるようにするために、調査審議のために必要な資料の提出、意見の陳述等を求ることその他必要な調査を行うことができる権限を定めるものである。

【解釈・運用】

1 開示決定等に係る行政文書の提示（第1項）

本項は、いわゆるインカメラ審理手続（相手方当事者にその内容を知らせない非公開審理の手続）を定めるものである。

審査会において、諮問実施機関の開示・不開示の判断が適法、妥当かどうか、部分開示の範囲が適切かなどについて迅速かつ適切に判断できるようにするために、審査会の委員が開示決定等に係る行政文書を実際に見分することが有効であることから、審査会が開示決定等に係る行政文書についてインカメラ審理を行うこととしている。

(1) 「必要があると認めるとき」とは、開示決定等に係る行政文書に記録されている情報の性質、当該事案の証拠関係等に照らし、審査会が当該文書を実際に見分しないことにより生ずる適切な判断の困難性等の不利益と、当該文書を審査会に提示することにより生ずる行政上の支障等の不利益とを比較衡量した結果、なお必要と認められる場合であることを意味する。

通常の場合には、審査会は、開示決定等に係る行政文書を直接見分した上で判断することとなるが、係争の文書に記載されている情報には、その性質上、特定の最小限度の

範囲の者にしか知らせるべきでないものや、情報源・情報交換の方法についてその情報交換の当事者以外には知らせるべきでないものなど、特別の考慮を払う必要があるものがあり得る。このような情報が問題となっている場合には、審査会は、諮問実施機関から必要な説明を聴き、当該文書を提示することによって生ずる支障の内容及び程度を的確に把握し、また、他に規定する方法による調査を十分行った上で、当該文書の提示を求める必要性について判断することとなる。

- (2) 「開示決定等に係る行政文書の提示を求めることができる。」とは、合議体を構成する委員に、開示決定等に係る行政文書を直接見せるよう求める権限を意味する。この場合、審査会に提出させて保管することまでの権限を与えるものではないが、実施機関の判断により、提出することも可能である。
- (3) 「何人も、奈良県情報公開審査会に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。」とは、審査会に提示された係争文書は、まさにその開示の可否を適切に判断できるようにすることを目的として提示されたものであるから、当該文書の開示決定がなされて実際に開示されるのでなければ、委員以外の者がこれを閲覧することは不適当である。このため、何人も、審査会に対して、提示文書の開示を求めることができないことを明記したものである。

2 行政文書の提示の求めに応ずる義務（第2項）

前述のように、開示決定等に係る行政文書によっては、その提示を求めるか否かについて慎重に検討を行った上で判断しなければならない場合がある。しかし、その検討の結果、審査会が提示を求めるとしたのであれば、当該文書の見分は事案を適切に判断する上で不可欠であるということである。このため、諮問実施機関は、審査会が「必要であると認めるとき」には、開示決定等に係る文書の提示の求めを拒むことができないことを確認的に規定している。

3 指定する方法により分類又は整理した資料の作成・提出（第3項）

「開示決定等に係る行政文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料」とは、一般にヴァーン・インデックスと呼ばれるものを指す。

審査会の審議に際し、特に、文書量又は情報量が多く、複数の不開示情報の規定が複雑に関係するような事案にあっては、不開示の文書と不開示の理由とを一定の方式で分類・整理した書類（ヴァーン・インデックス）を諮問実施機関に作成させ、その説明を聞くことが、事案の概要と争点を明確にし、不開示（特に部分的な不開示）とすることの適否を迅速かつ適正に判断する上で、有効かつ適切である。

なお、本項は、第1項と異なり、不開示情報を記録した資料の提出を求めるができる権限を審査会に与えるものではない。

- (1) 「必要があると認めるとき」とは、審査会の調査審議は、第1項により係争文書を直接見分して行う方法があり、新たに資料を作成・提出させることは諮問実施機関に負担

を課すことにもなるため、必ずしもすべての事案においてヴォーン・インデックスを求めることがあるものではない。ヴォーン・インデックスは、文書量等が多く、複数の不開示情報の規定が複雑に関係するような事案や、インカメラ審理を行うことの適否を判断しがたい事案などの場合に求められることとなろう。その際の、「必要があると認めるとき」の意味については、本項は、開示決定等に係る文書自体を提示させるものではないので、第1項の場合のような厳格な判断は求められない。開示決定等に係る文書の提示の要否をにわかに判断しがたい場合には、ヴォーン・インデックス等による調査を十分に行った上で、なおインカメラ審理が必要か否かが判断されることとなる。

本項は、第1項と異なり、審査会の要求に対する諮問実施機関の要求拒否が禁じられて（第2項）いないが、このことは、諮問実施機関が要求を拒否できることを意味するものではない。諮問実施機関は、審査会が調査審議を迅速かつ適切に進めるために必要であると認める場合には、当然にこれに応じなければならない。

- (2) ヴォーン・インデックスを求める時期、特に当該行政文書を実際に見分することとの前後関係等については、事案に即して判断されるべきである。また、「審査会の指定する方法」については、行政文書には種々のものがあることから、あらかじめ方式を指定するのではなく、個々の事案に即した最も適切な方式を審査会が指定するという趣旨である。

4 意見書又は資料の提出要求等の必要な調査（第4項）

調査審議に必要な情報を十分に入手できるよう、審査会は、インカメラ審理やヴォーン・インデックス提出要求のほか、審査請求人等に意見書や資料の提出を求めたり、適當と認める者に陳述や意見書等の鑑定を求めるなどの調査ができる。

- (1) 「意見書」とは事案についての審査請求人等の意見を記録した文書、「資料」とは口頭意見陳述又は意見書の内容を裏付ける文書その他のものである。なお、審査庁に提出される行政不服審査法第30条第1項に規定する審査請求人の反論書及び同条第2項に規定する参加人の意見書も、本項の規定に基づき審査会の求めに応じて審査会に提出されるものである。
- (2) 「適當と認める者」とは、行政不服審査法第34条の「参考人」に相当するものであり、当該事案の直接の利害関係人ではない第三者のことである（ただし、行政不服審査法では審査庁がこの第三者を選ぶのに対し、本項では、審査会が選ぶ点が異なっている。）。
- (3) 「その知っている事実」とは、参考人自らが直接見分した事実であって、その者の持つ意見ではない。
- (4) 「適當と認める者に・・・鑑定を求める」との「鑑定」とは、特別の学識経験によってのみ知り得る法則その他の専門的知識等、あるいは事案にその法則を当てはめて得た結論である。

なお、審査会は、提出された意見書又は資料について鑑定を求める場合には、提出し

た審査請求人等の考え方を正確に把握するため、原則として、その意見を聴くべきであると考えられる。

- (5) 「その他必要な調査」とは、例えば、諮問実施機関に対する口頭での説明要求のほか、物件の提出要求（行政不服審査法第33条）、検証（同法第35条）、審理関係人への質問（同法第36条）がある。
- (6) 行政不服審査法第34条と異なり、参考人の意見陳述や鑑定を行うことについて、審査請求人等が審査会に対して申し立てることはできない。ただし、諮問実施機関は、必要と認めるときは、同条に基づき自ら当該調査を行った上、その調査結果を審査会に提出することが可能であるし、審査請求人及び参加人は、審査庁に対して、当該調査の申立てを行うことができる。

第23条（意見の陳述）

第23条 奈良県情報公開審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、奈良県情報公開審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、奈良県情報公開審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

【趣旨】

本条は、審査請求人等の口頭による意見陳述について定めるものである。

【解釈・運用】

1 意見陳述の機会確保（第1項）

(1) 奈良県情報公開審査会の調査審議は、その取り扱う事案の性質に照らし、また、簡易迅速な権利利益の救済を確保するため、職権に基づき、書面を中心に行うことを原則としている（第22条）。本条は、この書面審理の原則の例外として、適正な判断を行うための資料が審査会に十分に集まるようになるとともに、審査請求人等に必要な主張立証の機会を与えるようにするために、審査請求人等が審査会に対して口頭意見陳述を求めることができることを規定したもので、行政不服審査法第31条第1項と同様の趣旨によるものである。

本項では、行政不服審査法第31条と異なり、審査請求人・参加人のみならず、諮問実施機関にも意見陳述の機会を与えることとしている（本条以降の規定においても、基本的に、諮問実施機関を審査請求人・参加人と同列に扱っている。）。

(2) 「審査会が、その必要ないと認めるときは、この限りでない。」とは、審査会は、申立てがあったときは、必ず意見陳述の機会を与える義務を負うものではなく、審査請求人等の意見を全面的に認めるときや、同一の行政文書の開示・不開示の判断の先例が確立しているときなどは、事案の迅速な解決と審査会全体の調査審議の効率性の確保の観点から、改めて審査請求人等の意見を聞く必要はないとする趣旨である。

(3) 本条の規定は、行政不服審査法第31条第1項の規定による口頭意見陳述とは別に、審査請求人等に対し、審査会に対して口頭で意見を述べる機会を付与するものである。

2 補佐人の出頭（第2項）

(1) 「補佐人」とは、行政不服審査法第31条第3項に規定する「補佐人」と同義であり、自然科学的・人文科学的な専門知識をもって審査請求人又は参加人を援助できる第三者である。補佐人は事実上の陳述に限らず法律上の陳述もすることができる。

(2) 「審査会の許可」については、審査会が、審理の進行上必要と認めた場合には、許可

されることになる。

- (3) なお、諮問実施機関については、そもそも、口頭意見陳述その他の行為を当該実施機関の職員に行わせることができるので、補佐人に関する規定を設けていない。

第24条（意見書等の提出）

第24条 審査請求人等は、奈良県情報公開審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、奈良県情報公開審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

【趣 旨】

本条は、審査請求人等の審査会に対する意見書又は資料の提出権を定めるものである。

【解釈・運用】

(1) 本条は第23条と同様、適正な判断を行うための資料が審査会に十分に集まるようになるとともに、審査請求人等に必要な主張立証の機会を与えるための規定であり、行政不服審査法第32条に相当する。

なお、行政不服審査法第30条第1項の反論書及び同条第2項の意見書は、審査庁に対して提出されるものであり、ここでいう意見書には該当しない。

また、審査請求人及び参加人においては、本条の規定による意見書又は資料とは別に、行政不服審査法第32条の規定により、審査庁に対して意見書又は資料を提出することもできるものである。

(2) 意見書又は資料の提出時期については、いつ提出してもよいということでは調査審議が遅れることになりかねないため、行政不服審査法と同様に、調査審議の遅延防止の観点から、審査会が意見書等の提出期限を定めたときには、その期限内に提出しなければならないとしている。当該期限を過ぎてから提出された意見書又は資料については、審査会は、その受け取りを拒否することができる。

(3) 「相当の期間」とは、意見書等を提出するために社会通念上必要と考えられる期間である。

第25条（委員による調査手続）

第25条 奈良県情報公開審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第22条第1項の規定により提示された行政文書を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第23条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

【趣旨】

本条は、審査会の指名する委員に、必要な調査、意見陳述の聴取等をさせることができることを定めたものである。

【解釈・運用】

1 指名する委員による調査

審査会の調査権限は第22条で規定されているが、すべての調査を合議体の会議において行うのは非効率であり、審査の迅速性確保のためには、事案の審議にあたる委員に必要な調査を行わせた上で、その調査結果や入手した資料を基に会議で審議を行うことが適切な場合がある。このため、本条では、審査会が必要があると認めるときは、審査会の指名する委員に調査を行わせることとしている。

2 委員が行うことのできる調査

(1) 「第22条第1項の規定により提示された行政文書を閲覧させ」とは、諮問実施機関が提示する行政文書について、合議体を構成する委員全員が揃わなくても、一部の委員だけで見ることができることを意味する。特に、行政文書の見分は、諮問実施機関が不開示情報と判断した情報を直接見分できる重要な権限であり、本条は、委員にこれを行わせる場合の根拠を明確にしたものである。

なお、第22条第1項の規定による行政文書の提示の求め及び同条第3項の規定による資料の作成・提出の求めは、合議体として行うものであり、委員が行うこととはできない。

(2) 「同条第4項の規定による調査」とは、例えば、審査請求人等に対して意見書又は資料の提出を求めること、参考人から意見聴取を行うことなどがある。

(3) 「第23条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせる」とは、審査請求人等の口頭意見陳述は、本来、事案の調査審議を担当する合議体に対して行われるものであるが、合議体の事務負担の軽減を図るため、一部の委員に当該意見陳述を聴取させ、その内容を合議体に持ち帰って、調査審議の判断材料とすることを許容するものである。

(4) 審査会に提出された意見書又は資料の検討や、答申原案の作成等の内部行為は、当然、単独の委員に行わせることができる。

一方、審査請求人等の権利行使を制限する決定（口頭意見陳述の申立ての拒否（第23条第1項ただし書）、補佐人の出頭の拒否（第23条第2項）、提出資料の閲覧請求の拒否（第26条第2項））、答申の決定等は、合議体でしか行えない。

第26条（提出資料の写しの送付等）

- 第26条 奈良県情報公開審査会は、第22条第3項若しくは第4項又は第24条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。
- 2 審査請求人等は、奈良県情報公開審査会に対し、奈良県情報公開審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したもの）を求めることができる。この場合において、奈良県情報公開審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。
- 3 奈良県情報公開審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を送付した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、奈良県情報公開審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 奈良県情報公開審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

【趣旨】

本条は、審査請求人等に、審査会に提出された意見書等を送付すること及び意見書等の閲覧権を認めることを定めたものである。

【解釈・運用】

1 意見書等の送付（第1項）

- (1) 本項の対象となる「意見書又は資料」とは、第22条第3項の規定により審査会が諮問実施機関に作成及び提出を求めた「資料」、同条第4項の規定により審査会が審査請求人等に提出を求めた「意見書又は資料」及び第24条の規定により審査請求人等が提出した「意見書又は資料」である。
- (2) 本項は、審査請求人等が十分な主張立証をすることができるようするための規定であるので、原則として審査会に提出された意見書等はその写しを提出者以外の審査請求人等に送付するものとしている。

しかしながら、送付することにより、「第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるとき」は、審査会は、送付しないものとする。

「第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき」とは、第三者のプライバシーを侵害するおそれがあるときや、第三者の営業秘密を漏洩するおそれがあると認めら

れるとき等である。また「正当な理由があるとき」とは、監査の手法等が明らかになり当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき等であり、基本的には個人情報保護条例の第14条各号に該当する場合である。

なお、上記の趣旨より、審査請求人等が内容を知っているものについて送付する必要は認められないので、弁明書、反論書、意見書等、行政不服審査法の規定により諮問実施機関から提出者以外の審査請求人等に送付されるものについても、改めて審査会から送付する必要はない。

2 意見書等の閲覧（第2項）

- (1) 「審査会に提出された意見書又は資料」とは、第1項でいう、第22条第3項若しくは第4項又は第24条の規定により審査会に提出された意見書又は資料を指すものである。

なお、仮に開示決定等に係る行政文書が提出されていても、当該文書はその開示の是非が争われているのであり、審査会の調査審議手続において当該文書の閲覧を求めるることは当然できない。

- (2) 本条の閲覧請求権は、審査会の調査審議手続における主張立証の便宜のために認められているものであるから、審査会の答申後は、閲覧を求めることはできない。

- (3) 本条は、審査請求人等が十分な主張立証をすることができるようにするための規定であるので、閲覧の求めがあったときは、原則として当該意見書又は資料を閲覧に供しなければならないこととしている。

しかしながら、閲覧に供することにより、「第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるとき」は、審査会は、閲覧請求を拒否できる。

「正当な理由があるとき」としては、当該意見書又は資料に不開示情報に該当する情報が記録されていると認められる場合、正当な防衛権の行使とは認められない場合などが考えられる。また、本条に基づく閲覧は、意見陳述や意見書作成等に資するものであるが、調査審議がほぼ終結した段階で意見陳述や意見書の提出がなされて最初から議論をやり直すことは、審査会全体の業務運営に支障をきたし、他の事案にも影響を及ぼすおそれがあることから、このような場合も「正当な理由があるとき」に当たると考えられる。

3 審査請求人等の意見の聴取（第3項）

- (1) 審査請求人等に写しを送付し、又は審査請求人等から閲覧の請求があった場合、第三者の権利利益を害することがないように、当該写しの送付又は閲覧に係る意見書等の提出人の意見を聞くことを審査会に義務付けて、その判断の慎重を期すものである。

- (2) 本項による意見聴取は参考意見としての聴取であり、提出者に拒否権を与えるものではない。

また、提出者の意見を聞くまでもなく審査会が判断を行うことが可能な場合には、意見を聞く必要はない。

4　日時及び場所の指定（第4項）

審査会は、本条第2項の規定により意見書等を閲覧に供するときは、事案の調査審議に支障が生じないよう、その日時・場所を指定することができる。ただし、審査請求人等が十分な主張立証をすることができるようにするという本条の趣旨を損なわない範囲において指定しなければならない。

第27条（調査審議手続の非公開）

第27条 奈良県情報公開審査会の行う第19条の規定による諮問に係る調査審議の手続は、
公開しない。

【趣 旨】

本条は、審査会の調査審議の手続を非公開とすることを定めたものである。

【解釈・運用】

審査会の調査審議は、行政文書の開示・不開示の適否に関して行われるものであり、特に、その手段としてインカメラ審理手続も採用されている。このような調査審議の手続は、公開すると不開示情報が公になるおそれがあり適當ではないため、非公開としている。

なお、審査会の説明責任は、答申の内容の公表を通じて担保されるものである。

第28条（答申書の送付等）

第28条 奈良県情報公開審査会は、第19条の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

【趣 旨】

本条は、審査会が答申をしたときには、審査請求人と参加人に答申書の写しを送付するとともに、答申の内容を一般に公表すべきことを定めるものである。

【解釈・運用】

審査請求人及び参加人は事案の関係者であることに加え、答申書は裁決に不服があるときに訴訟を行う際の資料としても必要であると考えられることから、両者に答申書の写しを送付することとするとともに、審査会の説明責任の観点から、答申の内容を公表することとしたものである。

ただし、答申書には、一般に公表することが適当ではない部分が含まれる場合もあるので、当該部分を除いた答申の内容を公表することになる。

なお、答申は諮問実施機関に対してなされるものであり、答申書は当然に諮問実施機関に送付される。

第29条（答申の尊重義務）

第29条 諮問実施機関は、前条の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに、当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

【趣旨】

開示・不開示決定に対する審査請求は、実施機関に対して行われることになるので、特定の場合を除き、公平かつ客観的な判断を担保するために、第三者で構成する審査会に諮問し、その答申を尊重して、裁決を行うという独自の救済手続を定めたものである。

【解釈・運用】

「これを尊重して」とは、審査会は、第30条の規定により知事の附属機関として設置するものであり、その性格上決定権を有せず、判断内容には法的拘束力が生じないものであるが、この審査会は、第三者性を有する「救済機関」として機能することを目的としていることから、実施機関は、その答申を尊重して審査請求に対する裁決を行わなければならないという意味である。

第3章 奈良県情報公開審査会

第30条

第30条 第19条の規定による諮問に応じて調査審議を行わせるため、奈良県情報公開審査会（以下この条において「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、この条例に定めるもののほか、情報公開に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じて調査審議し、及び実施機関に建議することができる。

3 審査会は、委員5人以内で組織する。

4 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

8 第3項から前項までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

本条は、本条例に基づく開示請求権制度の要（かなめ）となる奈良県情報公開審査会の設置の根拠規定であるとともに、その組織、運営等に関する基本的事項を定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 「情報公開に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じて調査審議し、及び実施機関に建議することができる」とは、開示請求権制度の基本的な事項の改正、制度運営上の基本的な改善、情報公開の総合的推進を図るための必要な事項等について、実施機関からの諮問を受けた場合はもとより、受けない場合であっても、実施機関に対して、意見を述べることができることをいう。
- 2 審査会は、実施機関の行った開示・不開示の決定に対する審査請求について、当事者である当該実施機関の自己評価のみに任せるとではなく、第三者的立場からの評価を踏まえた判断を加味することによって、より客観的で合理的な解決を図ることを目的としており、開示請求権制度の要として位置付けられるものである。このため、委員は、事案を適切に判断できる優れた識見を有する者から、知事が委嘱することとしている。
- 3 「委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない」とは、特別職である附属機関の委員は、地方公務員法上の守秘義務を負わないものであるが、不開示とされた行政文書を見分できる等審査会の権限に鑑み、守秘義務を課すことを規定したものである。

なお、守秘義務に違反した場合における罰則規定（第38条）が設けられている。

- 4 審査会の組織及び運営に関する具体的な事項は、奈良県情報公開審査会規則（平成8年5月奈良県規則第4号）において定めている。

第4章 情報公開の総合的推進

第31条（実施機関の保有する情報の提供に関する施策の充実）

第31条 県は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、実施機関の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で県民に明らかにされるよう、実施機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

【趣 旨】

本条は、広く情報公開の総合的な推進を図る観点から、実施機関の保有する情報の提供に関する施策の充実について、県の努力義務を定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 「情報の公開の総合的な推進を図るため」とは、本条例の目的の一つである「県の有する諸活動を県民に説明する責務」を全うするためには、開示請求権制度による行政文書の開示にとどまらず、県が自主的・能動的にその保有する情報の提供を行っていく制度についても整備・拡充させることにより、情報公開に関する施策の総合的な推進を図るべきことを明確にしたものである。
- 2 「情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする」とは、従来から実施してきた各種情報提供施策をなお一層充実させるとともに、第1条の目的を踏まえ、県民の関心の高い情報などについては、ニューメディア等の活用により、広く県民に、適切な時期に、適切な方法で提供していくことにも努めていくなど、更に、情報提供の量的充実又は質的向上のための方策を講ずることに努めることとしたものである。
- 3 総合公開窓口である県政情報センターにおいては、行政文書の開示の相談・案内・受付だけでなく、配架する行政資料や統計資料を一層充実させるとともに、各課が提供している行政情報も含め、県政情報を総合的に提供するものとする。
- 4 各課（所）がこれまで事務事業の執行に伴い各種の広報媒体を通じて実施してきた情報提供についても、一層の充実を図り、今後とも積極的に実施するものとする。

第32条（出資法人の情報公開）

第32条 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、その性格、業務内容等を勘案して当該法人を所管する実施機関が定めるもの（以下「出資法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人の保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、出資法人に対し、前項の措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

3 出資法人は、当該出資法人が保有する情報の公開に関し、奈良県情報公開審査会に対し、意見を求めることができる。

【趣 旨】

本条は、出資法人とは、県が出資、出捐している法人をいうが、これらの法人は、県とは別の独立した法人であることから、当然には条例の適用を受けるものではないが、これらの法人のうち、その性格、業務内容等から総合的に勘案すれば、その保有する情報の公開を進めていく必要のある法人がある。

そこで本条は、これらの法人が自ら情報公開に努める責務を定めるとともに、実施機関に対しては、これらの法人の情報公開について指導する責務を課すこととしたものである。

【解釈・運用】

1 出資法人の自主的な情報公開（第1項）

- (1) 実施機関が定める出資法人は、この条例の趣旨にのっとり、情報公開に関する規程を整備するなど、情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならないことを規定したものである。
- (2) 「その性格、業務内容等を勘案し」とは、出資法人は、県とは別の法人格を有し、設立の経緯や根拠、その法的な性格、業務内容、県の行政との関係などが様々であることから、これらの点を総合的に勘案して、という意味であり、実施機関は、これらの点を総合的に勘案して、当該出資法人の運営や事業の実施について、特に、指導及び調整を行う必要があると認める出資法人を定めることになる。
- (3) 「この条例の趣旨にのっとり」とは、本条例の個別の規定を前提とするものではなく、本条例の趣旨、すなわち条例全体の規定の内容及び考え方へのとつて、出資法人が必要な措置を講ずるよう期待する趣旨である。

2 実施機関の責務（第2項）

出資法人の情報公開については、自主性を尊重し、努力義務としている趣旨から、当該出資法人を所管する実施機関は、出資法人において、本条例全体の規定内容及び考え方を踏まえて、自律的に必要な措置を講ずるに際して、本条例の制度、運用について必要な情

報提供その他の指導、支援を行うものとする。

3 審査会への意見の求め（第3項）

出資法人は、当該出資法人の情報の公開に関し、審査会に対し必要な意見を求めることができることとし、出資法人の情報公開の実効性を確保することとした。

第32条の2（指定管理者の保有する情報の公開）

第32条の2 県は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者に公の施設の管理を行わせるときは、当該指定管理者の保有する当該管理に関する情報の収集に関し必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の情報の収集に関しては、地方自治法第244条の2第3項の規定による指定に係る協定において定めるものとする。

【趣旨】

本条は、「公の施設の管理に民間の能力を活用」するという指定管理者制度の趣旨に鑑み、民間事業者が含まれる指定管理者に対して過大な負担をかけることを避けつつ、一方、指定管理者の行う公の施設の管理に係る部分における情報公開の推進に資するために、県に対して一定の責務を課すこととしたものである。

【解釈・運用】

- 1 指定管理者の保有する公の施設の管理に係る情報を、県が収集するための措置を講じることについて、県に対して一定の責務を課すものである。（第1項）
- 2 県が指定管理者と締結する協定において、収集すべき情報をあらかじめ定めることとするものである。（第2項）

第4章 雜則

第33条（行政文書の管理）

第33条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。

2 実施機関は、行政文書の分類、作成、保存及び廃棄その他の行政文書の管理に関する必要な事項についての定めを設けるものとする。

【趣 旨】

本条は、本条例の適正かつ円滑な運用に不可欠である行政文書の適正な管理を確保するため、実施機関の適正管理の責務、実施機関が行政文書の管理に関する定めを設けることにつき規定するものである。

【解釈・運用】

開示請求権の対象となる行政文書の所在が明確でなかつたり確認できないというような状態では、情報公開条例は的確に機能しない。このため、開示請求権制度の一環として、行政文書の管理に関する規定を設けたものである。

1 適正管理の責務（第1項）

行政文書は、本条例の開示請求権の客体であり、その管理は、本条例の運用を適正かつ円滑に行うためにも適正に行われなければならないことから、実施機関の責務として、行政文書を適正に管理すべき旨を明確にしたものである。

2 行政文書の管理に関する定めの制定（第2項）

本項の規定により、行政文書の管理に関する定めは、条例に根拠を有することになる。

各実施機関は、行政文書の適正な管理を図るための基本的な事項として、行政文書の分類（系統的な分類基準の策定）、作成（意思決定等における作成義務）、保存（最低保存期間基準等）、移管・廃棄（県の図書館等への移管、廃棄手続）などについて定めを設けるものとする。

第34条（検索資料の作成）

第34条 実施機関は、行政文書を検索するための資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

【趣旨】

本条は、開示請求権制度を利用する県民等の利便を図るため、行政文書の検索に必要な資料を作成し、これを県民等の利用に供することを実施機関の責務として定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 「行政文書を検索するための資料」とは、文書分類表、文書目録、文書件名目録等の検索資料をいう。
- 2 「一般の利用に供する」とは、検索資料を総合公開窓口又は各出先機関等公開窓口に備え、利用者がいつでも自由に閲覧し得る状態にしておくことをいう。
- 3 開示請求権制度を県民等が利用しやすいものにするためには、県がどのような行政文書を保有しているかを明らかにすることが必要であり、このため、総合公開窓口にはすべての実施機関（議会、公安委員会及び警察本部長を除く。）の検索資料を、また各出先機関等公開窓口には当該出先機関等が管理する行政文書に係る検索資料を備え置き、県民等が自由に閲覧できる状態にしておくこととする。
- 4 検索資料の作成等に関する具体的な取扱いについては、施行規則第14条の規定に基づき別途定めるものとする。

第35条（運用状況の公表）

第35条 知事は、毎年一回、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

【趣 旨】

本条は、開示請求権制度の実施状況を的確に把握して今後の適正な運用を図るとともに、県民にこれを周知して制度の適正な利用を促すことにより、制度全体の健全な発展を推進するため、運用状況の公表を知事の責務として定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 知事は、毎年度初めに、すべての実施機関の前年度の実施状況を取りまとめ、その内容をインターネットの利用により公表するものとする。
- 2 公表する事項は、次の事項とする。
 - (1) 行政文書開示請求件数
 - (2) 行政文書開示請求に関する決定状況
 - (3) 審査請求の件数及び裁決状況
 - (4) その他必要な事項

第36条（適用除外）

第36条 次に掲げる行政文書については、この条例の規定は適用しない。

- (1) 刑事訴訟に関する書類及び押収物
- (2) 漁業法（昭和24年法律第267号）第117条第1項に規定する免許漁業原簿

【趣旨】

本条は、登記や刑事訴訟手続の制度については、文書の公開・非公開の取扱いが当該制度内で体系的に整備されており、当該制度にゆだねることが適当であることから、この条例の規定は適用しないとするものである。

【解釈・運用】

1 刑事訴訟に関する書類及び押収物

刑事司法手続の一環として、被疑者、被告事件に関して作成された書類であって、その適正な確保は司法機関である裁判所によって判断されるべきものであること、刑事訴訟法は、裁判の公正の確保、訴訟関係人の権利保護等の観点から、訴訟に関する書類を公判の開廷前に公開することを原則禁止する一方、事件終結後においては、一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認めていること、そしてまた、この閲覧を拒否された場合の不服申立てについては準抗告の手続によるとされていること等から、その開示、不開示の要件及び手続について完結的な制度が確立しているため、情報公開条例の適用除外としたものである。

2 漁業法第117条第1項に規定する免許漁業原簿

漁業権は物権とみなされ（漁業法第77条第1項）、免許漁業原簿に登録することとされている（同法第117条第1項）。

この漁業原簿の謄本・抄本の交付又は閲覧の制度は、専ら私人間の取引の安全等を図り、私法上の権利を保護するために、公に表示し又は証明する制度であり、一般的な行政文書の開示とは異なる独自の完結した体系的な開示制度が設けられていること、また、免許漁業原簿について、本条例により認証のない写しの交付等を認めることは、免許漁業原簿の認証制度の趣旨を損なうことから、この条例の適用除外としたものである。

第37条（その他）

第37条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

本条は、本条例の規定に基づく具体的な委任事項のほかに、本条例の実施のため必要な事項は、規則で定めることとするものである。

【解釈・運用】

本条例を実施するに当たって必要な事項の内容は、できる限り同一のものとすることが望まれることから、実施機関ごとに手続等が異なることのないよう規則で定めることとしたものである。

本条の規定に基づき、施行規則では、次の事項が規定されている。

- (1) 開示請求書の記載内容（施行規則第2条）
- (2) 行政文書の開示の実施の方法（施行規則第6条第1項、第2項、第4項、第5項（ただし、映画フィルムの音声以外の開示の実施方法に係る部分）及び第6項（ただし、スライドの開示の実施の方法に係る部分））
- (3) 行政文書の開示の実施等（施行規則第7条）
- (4) 更なる開示の申出事項等（施行規則第10条）
- (5) 行政文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を前納しなければならない旨（施行規則第11条第2項）
- (6) 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求める場合においては、書面により行わなければならない旨（施行規則第12条）
- (7) 実施機関は、条例第32条第1項に規定する出資法人を定めたときは、その旨を公報により告示する旨（施行規則第13条）
- (8) 行政文書を検索するための資料の作成及びその利用に関する必要な事項は、実施機関が別に定める旨（施行規則第14条）
- (9) 運用状況の公表は、公報に登載して行う旨（施行規則第15条）

第38条（罰則）

第38条 第30条第7項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

【趣旨】

本条は、審査会の委員が職務上知ることができた秘密を漏らした場合の罰則を規定するものである。

【解釈・運用】

審査会は、条例第22条第1項の規定により、「必要があると認めるとときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る行政文書の提示を求めることができる。」こととされており、また、同条第2項の規定により、「諮問実施機関は、奈良県情報公開審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。」とされているため、委員は、不開示情報が記録された行政文書を実際に見分する場合が多いと考えられる。

このため、本条例第30条第7項において委員の守秘義務を規定するとともに、当該規定に違反した場合には罰則を科すこととすることにより、守秘義務の遵守を担保したものである。

なお、罰則の上限については、情報公開・個人情報保護審査会設置法第18条の規定と同様としたものである。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第2条第2項、第16条第1項及び第18条の規定中電磁的記録に係る部分 平成13年10月1日
 - (2) 第2条第1項（公安委員会及び警察本部長に係る部分に限る。）及び第38条並びに附則第3項の規定 規則で定める日
- (経過措置)
- 2 改正後の奈良県情報公開条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に実施機関（公安委員会及び警察本部長を除く。）の職員が職務上作成し、又は取得した行政文書について適用する。
- 3 新条例の規定は、附則第1項第2号に掲げる日以後に実施機関（公安委員会及び警察本部長に限る。）の職員が職務上作成し、又は取得した行政文書について適用する。
- 4 改正前の奈良県情報公開条例（以下「旧条例」という。）第2条第2項に規定する公文書であって、施行日前に実施機関（議会、公安委員会及び警察本部長を除く。）の職員が職務上作成し、又は取得したものについては、新条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 旧条例第14条第1項の規定により置かれた奈良県情報公開審査会は、新条例第30条第1項の規定により置かれた奈良県情報公開審査会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 6 この条例の施行の際現に旧条例第14条第4項の規定により委嘱された奈良県情報公開審査会の委員である者は、施行日に、新条例第30条第4項の規定により奈良県情報公開審査会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第5項の規定にかかわらず、同日における旧条例第14条第5項の規定による委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

（奈良県個人情報保護条例の一部改正）

- 7 奈良県個人情報保護条例（平成12年3月奈良県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号を次のように改める。

- (4) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 図書館、博物館、美術館その他これらに類する県の施設において、当該施設の設置目的に応じて収集し、整理し、及び保存している図書、記録、図画その他の

資料

第2条中第5号を削り、第6号を第5号とする。

第11条第1項中「公文書又は磁気テープ等」を「行政文書」に改め、ただし書を削る。

第14条第1項中「公文書又は磁気テープ等」を「行政文書」に改める。

第15条第1項第1号中「公文書」を「文書又は図画」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 電磁的記録に記録されている個人情報 当該電磁的記録の種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法

第19条中「規定により写し」の下に「(電磁的記録にあっては、同項第2号の規則で定める方法により交付される物を含む。)」を、「費用」の下に「として規則で定める額」を加える。

第28条第3項中「奈良県情報公開条例（平成8年3月奈良県条例第28号）」を「奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号）」に、「閲覧若しくは写しの交付」を「開示」に改め、同条第4項中「閲覧又は写しの交付」を「開示」に改める。

(県が設立した地方独立行政法人に関する経過措置)

- 8 県が設立した地方独立行政法人の成立の日（以下「成立日」という。）前にこの条例の規定により知事がした処分その他の行為のうち現にその効力を有するもので、成立日以後においては当該地方独立行政法人が行うこととなる事務に係るものは、この条例の規定により当該地方独立行政法人がしたものとみなす。
- 9 成立日前にこの条例の規定により知事に対してされている請求その他の手続で成立日以後においては県が設立した地方独立行政法人が行うこととなる事務に係るものは、この条例の規定により当該地方独立行政法人に対してされたものとみなす。
- 10 県が設立した地方独立行政法人の成立の際現にされている行政不服審査法により知事に対してされている不服申立てで成立日以後においては当該地方独立行政法人が行うこととなる事務に係るものは、同法の規定により当該地方独立行政法人に対してされている異議申立てとみなす。

【趣 旨】

- 1 附則第1項から第7項は、この条例の施行期日、この条例の施行に伴う所要の経過措置及びこの条例の施行に伴う他の条例の改正について定めるものである。
- 2 附則第8項から第10項は、県が設立した地方独立行政法人の成立の日前にこの条例の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもので、同日以後においては当該地方独立行政法人が行うこととなる事務に係るもの等について経過措置を定めるものである。

なお、これらの規定は平成26年4月に地方独立行政法人奈良県立病院機構が設立されることに伴い定めるものである。

【解釈・運用】

附則第1項関係

- 1 本項は、この条例の施行期日を定めたものである。
- 2 この条例は、平成13年4月1日から施行するが、所要の準備作業に要する期間を勘案し、電磁的記録に係る部分については平成13年10月1日から、公安委員会及び警察本部長に係る部分等については規則で定める日から、施行することとしたものである。

附則第2項関係

- 1 本項は、この条例が適用される行政文書の範囲を定めたものである。
- 2 この条例が適用される行政文書は、平成13年4月1日以後に、実施機関（公安委員会及び警察本部長を除く。）の職員が、職務上作成し、又は取得した行政文書であることとしたものである。

附則第3項関係

- 1 本項は、公安委員会及び警察本部長において保有されている行政文書について、本条例の適用関係を定めたものである。
- 2 この条例が適用される行政文書は、附則第1項第2号に掲げる日以後に、公安委員会及び警察本部長の職員が、職務上作成し、又は取得した行政文書であることを定めたものである。

附則第4項関係

- 1 本項は、旧条例第2条第2項に規定する公文書について、必要な経過措置を定めたものである。
- 2 この条例の施行日前に、実施機関（議会、公安委員会及び警察本部長を除く。）の職員が職務上作成し、又は取得した公文書（改正前の奈良県情報公開条例（以下「旧条例」という。）第2条第2項に規定する公文書）の取扱いについて定めたものであり、当該公文書については、この条例の施行日直前の取扱いを適用することとしたものである。

附則第5項関係

- 1 本項は、審査会の継続性について必要な経過措置を定めたものである。
- 2 旧条例の規定により置かれた奈良県情報公開審査会は、新条例の規定により置かれた奈良県情報公開審査会となり、同一性をもって存続することを定めたものである。

附則第6項関係

- 1 本項は、審査会の委員の継続性について必要な経過措置を定めたものである。
- 2 この条例の施行の際現に旧条例の規定により委嘱された奈良県情報公開審査会の委員で

ある者は、施行日に、新条例の規定により奈良県情報公開審査会の委員として委嘱されたものとみなすこととしたものである。

- 3 2において、委嘱されたものとみなされる者の任期は、施行日における旧条例の規定による委員としての任期の残任期間と同一の期間とすることとしたものである。

附則第7項関係

本項は、この条例の制定に伴い、奈良県個人情報保護条例について、開示請求の対象となる個人情報が記録されている「行政文書」の定義、開示の実施方法を改める等所要の整備を行ったものである。

附則第8項関係

- 1 本項は、知事がした処分その他の行為（開示請求に対する決定、開示不開示の決定期限を延長する場合の通知等）で現にその効力を有するものについて、必要な経過措置を定めたものである。
- 2 県が設立した地方独立行政法人の成立の日前に、この条例の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもので、同日以後においてはこの条例の規定により当該地方独立行政法人が行うこととなる事務に係るものは、この条例の規定により当該地方独立行政法人がしたものとみなすこととしたものである。

附則第9項関係

- 1 本項は、知事に対してされている請求その他の手続（開示請求、開示不開示の判断の参考とするための第三者からの意見書の提出等）について、必要な経過措置を定めたものである。
- 2 県が設立した地方独立行政法人の成立の日前に、この条例の規定により知事に対してされている請求その他の手続で、同日以後においては当該地方独立行政法人が行うこととなる事務に係るものは、この条例の規定により当該地方独立行政法人に対してされたものとみなすこととしたものである。

附則第10項関係

- 1 本項は、行政不服審査法により知事に対してされている不服申立てについて、必要な経過措置を定めたものである。
- 2 県が設立した地方独立行政法人の成立の際に現にされている行政不服審査法により知事に対してされている不服申立てで、当該地方独立行政法人の成立の日以後において当該地方独立行政法人が行うこととなる事務に係るものは、同法の規定により当該地方独立行政法人に対してされている異議申立てとみなして処理することとしたものである。

附 則（平成14年3月条例第23号）

（施行期日）

- この条例の施行期日は、規則で定める。

（平成14年9月規則第18号で平成14年10月1日から施行）

（経過措置）

- この条例による改正後の奈良県情報公開条例（以下「改正後の条例」という。）第7条及び第15条の規定は、この条例の施行後にされた開示請求（改正後の条例第6条第1項に規定する開示請求をいう。以下同じ。）について適用し、この条例の施行前にされた開示請求については、なお従前の例による。

【改正の概要】

不開示情報等に関し、独立行政法人等を国等と同様に扱う。

【趣 旨】

不開示情報等に関し、独立行政法人等を国等と同様に取り扱うこととするため、所要の改正を行ったものである。

【解釈・運用】

附則第1項関係

- 本項は、この条例の施行期日を定めたものである。
- この条例は、規則で定める日から施行することとしている。

附則第2項関係

- 本項は、改正後の条例の規定の適用について、必要な経過措置を定めたものである。
- 改正後の条例の規定は、この条例の施行後にされた開示請求について適用し、この条例の施行前にされた開示請求については、この条例の施行日直前の取扱いを適用することとしたものである。

附 則（平成15年3月条例第28号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

【改正の概要】

開示の対象となる職務を遂行する公務員等に、日本郵政公社の役員及び職員を加える。

【趣 旨】

日本郵政公社法の施行に伴い、個人に関する情報に係る規定を整備するため、所要の改正を行ったものである。

附 則（平成16年11月条例第10号）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に第1条の規定による改正前の奈良県個人情報保護条例又は第2条の規定による改正前の奈良県情報公開条例の規定により地方労働委員会がした処分その他の行為は、この条例の施行後は、第1条の規定による改正後の奈良県個人情報保護条例又は第2条の規定による改正後の奈良県情報公開条例の相当規定により労働委員会がしたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際に現に第1条の規定による改正前の奈良県個人情報保護条例又は第2条の規定による改正前の奈良県情報公開条例の規定により地方労働委員会に対してされている請求その他の手続は、この条例の施行後は、第1条の規定による改正後の奈良県個人情報保護条例又は第2条の規定による改正後の奈良県情報公開条例の相当規定により労働委員会に対してされたものとみなす。

【改正の概要】

実施機関である「地方労働委員会」の名称を「労働委員会」に改正する。

【趣旨】

労働組合法の改正により、地方労働委員会の名称が改められたことに伴い、所要の規定の整備を行ったものである。

労働組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（平成16年11月奈良県条例第10号）第1条において、「地方労働委員会」を「労働委員会」に改めている。

【解釈・運用】

附則第1項関係

- 1 本項は、この条例の施行期日を定めたものである。

附則第2項関係

- 1 本項は、地方労働委員会がした処分その他の行為（開示請求に対する決定、開示不開示の決定期限を延長する場合の通知等）について、必要な経過措置を定めたものである。
- 2 この条例の施行前に改正前の奈良県情報公開条例により地方労働委員会がした処分その他の行為は、この条例の施行後は、改正後の奈良県情報公開条例の相当規定により労働委員会がしたものとみなすこととしたものである。

附則第3項関係

- 1 本項は、地方労働委員会に対してされている請求その他の手続（開示請求、開示不開示の判断の参考とするための第三者からの意見書の提出等）について、必要な経過措置を定めたものである。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の奈良県情報公開条例の規定により地方労働委員会に対してされている請求その他の手続は、この条例の施行後は、改正後の奈良県情報公開条例の相当規定により労働委員会に対してされたものとみなすこととしたものである。

附 則（平成16年12月条例第11号）

(施行期日)

- この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この条例による改正後の奈良県情報公開条例（以下「改正後の条例」という。）第7条及び第15条の規定は、この条例の施行後にされた開示請求（改正後の条例第6条第1項に規定する開示請求をいう。以下同じ。）について適用し、この条例の施行前にされた開示請求については、なお従前の例による。

【改正の概要】

- 不開示情報等に関し、地方独立行政法人を地方公共団体等と同様に扱う。
- 情報を開示しないこととされている県の機関等が行う事務として、租税の賦課又は徴収に係る事務を加える。
- 情報公開審査会の委員が秘密を漏らした場合の罰金の額の上限を引き上げる。

【趣 旨】

行政機関の保有する情報の公開に関する法律の改正等に鑑み、同法等との均衡を図るため、所要の改正を行ったものである。

【解釈・運用】

附則第1項関係

- 本項は、この条例の施行期日を定めたものである。

附則第2項関係

- 本項は、改正後の条例の規定の適用について、必要な経過措置を定めたものである。
- 改正後の条例の規定（罰金に係るものを除く。）は、この条例の施行後にされた開示請求について適用し、この条例の施行前にされた開示請求については、この条例の施行日直前の取扱いを適用することとしたものである。

附 則（平成17年7月条例第2号）

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。

【改正の概要】

指定管理者制度の導入に伴い、指定管理者の保有する情報の公開に係る規定を設ける。

【趣 旨】

地方自治法の改正に伴い、指定管理者制度を導入するため、所要の改正を行ったものである。

附 則（平成19年3月条例第46号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
(奈良県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)
- 12 施行日前に第8条の規定による改正前の奈良県情報公開条例（次項において「改正前の情報公開条例」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもので、施行日以後においては同条の規定による改正後の奈良県情報公開条例（以下この項及び次項において「改正後の情報公開条例」という。）の規定により県が設立した地方独立行政法人が行うこととなる事務に係るものは、改正後の情報公開条例の規定により当該県が設立した地方独立行政法人がしたものとみなす。
- 13 施行日前に改正前の情報公開条例の規定により知事に対してされている請求その他の手続で施行日以後においては県が設立した地方独立行政法人が行うこととなる事務に係るものは、改正後の情報公開条例の規定により当該県が設立した地方独立行政法人に対してされたものとみなす。
- 14 この条例の施行の際現にされている行政不服審査法（昭和37年法律第160号）により知事に対してされている不服申立てで施行日以後においては県が設立した地方独立行政法人が行うこととなる事務に係るものは、同法の規定により当該県が設立した地方独立行政法人に対してされている異議申立てとみなす。

【改正の概要】

実施機関に「県が設立した地方独立行政法人」を追加する。

【趣 旨】

平成19年4月に奈良県立医科大学が地方独立行政法人化することにより、県が設立した地方独立行政法人を奈良県情報公開条例の実施機関に加えるとともに、これに伴い、所要の規定の整備を行ったものである。

【解釈・運用】

附則第1項関係

- 1 本項は、この条例の施行期日を定めたものである。
- 2 この条例が施行されるのは、奈良県立医科大学が地方独立行政法人となる平成19年4月1日である。

附則第12項関係

- 1 本項は、知事がした処分その他の行為（開示請求に対する決定、開示不開示の決定期限を延長する場合の通知等）で現にその効力を有するものについて、必要な経過措置を定め

たものである。

- 2 この条例の施行日前に、改正前の情報公開条例の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもので、施行日以后においては改正後の情報公開条例の規定により県が設立した地方独立行政法人が行うこととなる事務に係るものは、改正後の情報公開条例の規定により当該県が設立した地方独立行政法人がしたものとみなすこととしたものである。

附則第13項関係

- 1 本項は、知事に対してされている請求その他の手続（開示請求、開示不開示の判断の参考とするための第三者からの意見書の提出等）について、必要な経過措置を定めたものである。
- 2 この条例の施行日前に、改正前の情報公開条例の規定により知事に対してされている請求その他の手続で、施行日以后においては県が設立した地方独立行政法人が行うこととなる事務に係るものは、改正後の情報公開条例の規定により当該県が設立した地方独立行政法人に対してされたものとみなすこととしたものである。

附則第14項関係

- 1 本項は、行政不服審査法により知事に対してされている不服申立てについて、必要な経過措置を定めたものである。
- 2 この条例の施行の際に現にされている行政不服審査法により知事に対してされている不服申立てで、施行日以后において県が設立した地方独立行政法人が行うこととなる事務に係るものは、同法の規定により当該県が設立した地方独立行政法人に対してされている異議申立てとみなして処理することとしたものである。

附 則（平成19年7月条例第4号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

【改正の概要】

開示の対象となる職務を遂行する公務員等から、日本郵政公社の役員及び職員を削る。

【趣 旨】

郵政民営化法の施行により、日本郵政公社が解散されることに伴い、規定の整理をするため、所要の改正を行ったものである。

附 則（平成26年3月条例第63号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

【改正の概要】

附則に、地方独立行政法人（平成15年法律第118号）第61項に規定する移行型地方独立行政法人が設立された場合における必要な経過措置を定める。

【趣 旨】

県が設立した地方独立行政法人の成立の日前に奈良県情報公開条例の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもので、同日以後においては当該地方独立行政法人が行うこととなる事務に係るもの等についての同条例の適用関係を明らかにするため、所要の改正を行ったものである。

なお、当該経過措置は、地方独立行政法人奈良県立病院機構が設立されることに伴い定めるものであることから、施行期日を同機構が成立する平成26年4月1日としたものである。

附 則（平成27年3月条例第73号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

【改正の概要】

公務員等の職務の遂行に係る情報を不開示情報から除外する規定中、「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

【趣 旨】

独立行政法人通則法の改正により、独立行政法人の分類が見直されたことに伴い、所要の改正を行ったものである。

附 則（平成28年3月条例第40号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
(奈良県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 第2条の規定による改正前の奈良県情報公開条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による実施機関（議会を除く。以下この項において同じ。）の開示決定等についての旧法による不服申立てであってこの条例の施行前にされた実施機関の開示決定等に係るものについては、なお従前の例による。
(奈良県情報公開審査会に係る規定の特例)
- 4 この条例の施行前にされた実施機関（議会に限る。）の開示決定等であってこの条例の施行後にされた旧法による不服申立てについては、改正前の条例第2章第2節（第18条の2を除く。）及び第30条の定を適用する。この場合において、改正前の条例第19条中「実施機関（議会を除く。以下この節及び第30条第2項において同じ。）」とあるのは、「実施機関」と読み替えるものとする。

【改正の概要】

- 1 行政不服審査法に基づく審理員制度を適用除外する。
- 2 開示請求に係る不作為についての審査請求について、審査会に諮問することとする。
- 3 審査請求人等に、奈良県情報公開審査会に提出された意見書等を送付することとする。
- 4 議会における開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求について、奈良県情報公開審査会に諮問することとする。

【趣 旨】

平成26年6月に行政不服審査法が全部改正され、審理員制度及び行政不服審査会等への諮問制度の導入による審理手続の公正性の向上等が図られることとなったが、本条例に基づく開示決定等に係る不服申立てについては、第三者機関である奈良県情報公開審査会において実質的な審理が行われており公正性が担保されていることから、審理員制度の適用を除外する等のため、及び議会における開示決定等に係る不服申立てについては、奈良県議会情報公開審査会の意見を聴かなければならないこととされていたが、審理手続の公正性の観点から、奈良県情報公開審査会に諮問しなければならないこととするため、所要の改正を行ったものである。

【解釈・運用】

附則第1項関係

- 1 本項は、この条例の施行期日を定めたものである。

附則第3項関係及び附則第4項関係

1 附則第3項及び第4項は、この条例の適用について、必要な経過措置を定めたものである。

この条例の規定（議会における開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求について、奈良県情報公開審査会に諮問しなければならないこととする規定を除く。）は、この条例の施行日以後にされた開示決定等又はこの条例の施行日以後にされた開示請求に係る不作為に係る審査請求について適用することとしたものである。

また、議会における開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求について、奈良県情報公開審査会に諮問しなければならないこととする規定については、この条例の施行日以後に提起された審査請求について適用することとしたものである。

なお、附則第3項の「旧法」とは、改正前の行政不服審査法のことである。

2 附則第3項は、この条例の施行日前にされた開示決定等に係る不服申立てについては、この条例による改正前の奈良県情報公開条例の規定を適用することとしたものである。

なお、議会については、改正前の条例において、議会における開示決定等に係る不服申立てについては、奈良県情報公開審査会に諮問しなければならないこととされていなかつたため、本項の実施機関から除外し、附則第4項において特例を定めている。

3 附則第4項は、議会においてこの条例の施行日前にされた開示決定等であってこの条例の施行日以後にされた異議申立てについては、奈良県情報公開審査会に諮問しなければならないこととする特例を定めたものである。

この条例は、公布の日から施行する。

【改正の概要】

行政文書開示請求において不開示とする特定の個人を識別することができる情報の範囲を明確化する。

【趣旨】

奈良県個人情報保護条例の改正において個人情報の定義が明確化されたことに伴い、行政文書開示請求に係る規定について、所要の改正を行ったものである。

附 則（令和2年12月条例第23号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

【改正の概要】

漁業法の規定を引用する規定について、「第23条第1項」を「第77条第1項」に、「第50条第1項」を「第117条第1項」に改める。

【趣 旨】

漁業法の改正に伴い、所要の規定の整備を行ったものである。